

令和6年八郎潟町議会6月定例会 会議録

第1日目 令和6年6月4日(火)

(開会 午前10時)

- 議長 伊藤秋雄 おはようございます。
ただいまの出席議員は1名欠員の11名であります。
定足数に達しておりますので、八郎潟町議会6月定例会は成立いたしました。
これより、6月定例会を開会します。ただちに本日の会議を開きます。
日程第1、「会議録署名議員の指名について」は、会議規則第127条の規定により議長より指名いたします。8番 畠山一充君、9番 金一義君を指名いたします。
日程第2、「会期の決定について」は、議会運営委員長 畠山一充君の報告を求めます。はい、8番 畠山一充君。
- 議会運営委員長 畠山一充 8番 畠山です。おはようございます。私から、6月定例会の日程・運営等について審議いたしました当議会運営委員会の審議経過と結果について、ご報告いたします。
去る5月23日、午前10時から第二委員会室において、当局より町長、総務課長が出席し、6月定例会の日程・議案等について委員会が開かれました。
今回の定例会の議案等は、条例の一部改正に伴う専決処分の承認が3件、条例の一部改正議案が5件、補正予算関係議案が2件、繰越明許費繰越計算書の報告が3件、令和5年度に放棄した私債権等の放棄(水道料金)の報告が1件であります。
また、陳情は1件、一般質問者は4名となっております。
次に、議員派遣につきましては、町村議長会主催の議員研修会が7月19日(金)に秋田市で開催されます。
今定例会の日程は、初日が諸般報告、町長の行政報告、議案等の上程、提案理由の説明、議案等に対する質疑を行い、議案等について各常任委員会に付託することといたします。
2日目は、一般質問を行い、終わり次第、各常任委員会に入っていただきます。
最終日は、各常任委員会に付託された議案等について、委員長報告の後、討論・採決を行います。
以上のとおり、今定例会の会期は皆様に配付した資料のとおり、本日から7日までの4日間で行うことにいたしました。
よろしくご理解を賜り、ご協力くださいますようお願いを申し上げ、議会運営委員会の報告といたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
- 議長 伊藤秋雄 本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日4日から7日までの4日間と決定してご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)
- 議長 伊藤秋雄 異議なしと認めます。本日から7日までの4日間と決定いたします。
答弁のため出席を求めた者、町長、副町長、教育長、各課課長、会計管理者であります。
日程第3、「諸般報告」に入ります。
はじめに、「議長の諸般報告」ですが、この報告は令和6年の3月定例議会最終日より、本定例会までの報告事項について印刷し、皆さんのお手元に配付しております。その報告書をもって「議長の諸般報告」に代えさせていただきたいと思いますが、そのように取り計らってご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)
- 議長 伊藤秋雄 ご異議なしと認めます。次に、「広域組合議会の諸般報告」に入ります。
各広域組合議会の状況・課題等について、関係組合議員からの報告をいただきます。
はじめに、「八郎潟町・井川町衛生処理施設組合」8番 畠山一充議員からの報告をお願いします。はい、8番 畠山一充君。
- 8番 畠山一充 議席番号8番 畠山一充です。
私から、「八郎潟町・井川町衛生処理施設組合」議会のご報告を致します。

去る令和6年3月22日、八郎潟町庁舎3階第1委員会室において、令和6年「八郎潟町・井川町衛生処理施設組合」議会3月定例会が開催されました。

議案に先立ち管理者から行政報告があり前年同期と比べ、し尿・浄化槽汚泥合わせて約4%の減となっており、また、五城目町分を含め一日あたり平均処理量は3.64キロリットルであります。

議案第1号「令和5年度八郎潟町・井川町衛生処理施設組合一般会計補正予算（第3号）について」は、歳入で前年度繰越金363万2千円の追加を行ったこと、五城目町からの汚泥処理受託の減になったことから202万2千円の更正を行ったことであります。歳出の主なものは、財政調整基金積立金へ443万円の追加と施設管理費290万2千円の更正を行ったことであります。全会一致で原案どおり可決いたしました。

議案第2号「令和6年度八郎潟町・井川町衛生処理施設組合一般会計予算について」は、歳入歳出総額で5,837万9千円となり、前年対比553万7千円、10.4%の増であります。歳入の主なものは八郎潟町・井川町両町の負担金が2,170万7千円、五城目町からの受託事業収入が3,597万円です。歳出の主なものは、一般管理費の人件費等に776万7千円、財政調整基金積立金に1,043万7千円を計上しております。施設管理費では各種機器保守管理等の委託料2,072万4千円、消耗品・光熱水費等に973万6千円を計上しております。また、予備費には100万円を計上しております。全会一致で原案どおり可決いたしました。

なお、井川町選出の組合議員改選に伴い新議長には、指名推薦により全会一致で遠藤政勝議員が選出されました。

以上が「八郎潟町・井川町衛生処理施設組合」議会のご報告といたします。

議長 伊藤秋雄 次に、「八郎湖周辺清掃事務組合」6番 京極幸村君議員からの報告をお願いします。はい、6番 京極幸村君。

6番 京極幸村 令和6年3月21日、八郎湖周辺クリーンセンターにおいて「八郎湖周辺清掃事務組合」議会3月定例会が開催されました。議案は「令和6年度一般会計予算について」であります。

「令和6年度一般会計予算について」は、当初予算の歳入歳出総額は5億5,689万円であり、前年比4,004万円、7.7%の増であります。八郎潟町の負担金額は、そのうち6,293万7千円であります。

歳出の主なものとしては、修繕料として1億8,024万1千円を計上しております。施設の稼働が17年目を迎えるにあたり、劣化の激しい熱回収施設内の設備更新が主なものでございます。

また処理施設運転業務委託など、委託料全体で2億774万8千円を計上しております。その他、ゴミ処理における広域化についても議論されるなか、満場一致で原案通り可決いたしました。

なお、令和5年度のゴミ搬入量見込みは、家庭系ゴミが前年比4.5%減の1万60トン、事業系ゴミが0.8%増の3,820トンであったと当局より説明がありました。

以上で「八郎湖周辺清掃事務組合」議会の報告を終わります。

議長 伊藤秋雄 最後に、「湖東地区行政一部事務組合」2番 小柳聡君議員からの報告をお願いします。はい、2番 小柳聡君。

2番 小柳 聡 はい、2番です。それでは、私の方から「湖東地区行政一部事務組合」の会議報告をいたします。

去る令和6年3月21日、湖東地区消防本部会議室において令和6年第一回「湖東地区一部事務組合」定例議会が開催されました。

井川町の議員改選に伴い、議長に八郎潟町の村井昇議員、副議長に潟上市の澤井昭二郎議員が選任されました。

議案は2議案あり、議案第一号は、標準額について改定された手数料の見直しをする議案であり、議案第二号として、令和6年度一般会計において歳入歳出が8億5,206万8千円となり前年度対比として13.03%の増となっておりました。歳出を性質別に分けると人件費は59.24%で5億470万6千円、物件費は11.07%で9,428万1千円、建設事業費は22.02%で1億8,770万9千円、公債費は6.96%で5,935万円の割合となっております。審議の結果、全会一致で原案通り可決されました。

救急出動は1,166件（内ドクターヘリ要請件数15件、ドクターカー要請件数1

件)の出動があり、八郎潟町管内は328件でございました。斎場の使用状況に関しては630件の使用となっております、昨年と比較して25件の増加となっております。

最後に3月31日をもって管理者を務めていた畠山菊夫八郎潟町長が辞任することになり、後任に齊藤多聞井川町町長が就任する運びとなりましたことをご報告いたします。

議長 伊藤秋雄 以上で、各組合議会の報告を終わります。
以上で、「諸般報告」を終わります。
日程第4、これより「町長の行政報告」を求めます。
はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 (町長の行政報告 別紙のとおり)

議長 伊藤秋雄 これより町長の行政報告に対する質問を行います。
なお、質問は明日の一般質問と重複する質問は控えて下さるようお願いいたします。また、一人一問一答程度で、簡潔にお願いいたします。質問のある方は挙手してください。
はい、5番 石井清人君。

5番 石井清人 はい、5番 石井です。7ページのゴミ処理の広域化ですけども。この前、新聞でも出てあったようで…、出てました、出てましたね。まあ、一見見るところ合併協議みたいな感じがするんですけども。昔の町村の、秋田県の「平成の大合併」の時、全県で合併協議会が壊れたのは、ここ五城目・八郎潟・井川だけで、他はみんな成立してるんですよ。合併協議会さ入っていくと必然的に合併になっていくので、これも広域化にむけていくのかなあと感じるんですけども。ただ、心配するのは大昔、潟上のゴミ焼却場がダメなって秋田に委託した時、高速道路通ってゴミ運んだんですよ。だから、おそらく広域化なれば、そういう負担が出て来るんでないか、そうすると、八郎潟町にどんなメリットが出るのか、むしろデメリットが出るんでないかっていう心配もするんですよ。だから、メリット、デメリットよく吟味してダメであれば合併協議から抜けてもいいんでねえかと私思うので、そこあたりよくまず検討して欲しいというのが私の要望です。これからの協議次第だと思うんですけどもね。というので、要望しておきます。

議長 伊藤秋雄 要望ですね。答弁は無しにします。
他にありませんか。なければ、これにて、町長の行政報告に対する質問を終わります。
あ、すみません、9番 金一義君。

9番 金 一義 あのう、4ページなんですけども。ただ今、町長がお読みしました税務関係です。日中の相談は2,339名、夜間が126名云々とあって2,465名とありますけども、この数字っていうのは我が町の何パーセントの数字なるのか、この申告のご相談の数字です。また、昨年と比較して、この数字が伸びてるのか伸びてないのか、そこらへん分かったら教えてください、お願いします。

議長 伊藤秋雄 はい、税務の会計管理者、お願いします。

会計管理者 村井秀竹 受付した人数は若干減っております。それと、全体の人数からってことですが、一応、1月1日時点で18歳以上は4,790人となっております。まず、この中で対象とならない方も勿論いると思いますけれども、ちょっと割合は約半分、50パーを超える位となっております。

議長 伊藤秋雄 いすか、はい、他にありませんか。はい、1番 加藤千代美君。

1番 加藤千代美 石井議員の質問とダブるんですが、このゴミの広域処理なんですけども、これやる時に私その時担当したことあるんですけども。行政でゴミを扱うっていうのはコストが高くなって限界があるという観点から民間で業者に委託させたらどうかというような考えがあったわけです。そういう現に実施してるのが秋田市でありまして。広域でやろうっていうことで、この辺の町村は反対したんですが、現在これをまた合併して自治体で負担金を出すっていうのは、いかがなものかなあとと思うので、そのへんも絡み合わせて一つ検討してもらいたいっていうことを、お願いしたいと思っております。
それからもう一つ、広域消防なんですけども、広域消防も広域計画を作る時に救急医療体制が無かったために広域で消防やりましよう。その時はまだ救急体制の業務っていう

のは考えられておりませんでした。で、今になってみれば、広域消防の中に救急体制制度が出来て運行してるわけなんですけども、限りなく広い範囲内で広域合併することによって、これが全体的に守られているかどうかという問題も絡み合わせて検討してもらいたいと思います。

議長 伊藤秋雄 はい、検討事項ですね。はい、他にありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 ないようですので、これにて町長の行政報告に対する質問を終わります。
次に、日程第5、承認第3号から、日程第15号、陳情までの承認3件、議案7件、陳情1件を各常任委員会に付託する関係で、一括上程したいと思いますが、ご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 ご異議ないと認めます。そのように決定いたします。
議事日程については、配布している日程表のとおりであります。
議案の提案理由の説明を求めます。はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 本日提出いたします議案及び承認の概要について、ご説明申し上げます。

はじめに会議日程資料の6ページをご覧ください。

承認第3号「八郎瀧町町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて」
地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令等の施行に伴い、所要の規定を整備する必要があることから、本条例を改正するものでございます。
主な内容は、令和6年度の個人の町民税の特別税額控除を実施するとともに、固定資産税について、宅地等に係る現行の負担調整措置を令和6年度から令和8年度まで引き続き適用する等でございます。
議会に提出する必要がありましたが、施行日前に議会を招集する時間的余裕がなかったことから専決処分したもので、これについて議会に報告し、承認を求めるものでございます。

次に、49ページをご覧ください。

承認第4号「八郎瀧町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて」
地方税法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、所要の規定を整備する必要があることから、本条例を改正するものでございます。
主な内容は、国民健康保険税算定に係る後期高齢者医療支援金分の税額限度額の引き上げ及び5割軽減、2割軽減の判定所得基準額を引き上げることとした改正でございます。
議会に提出する必要がありましたが、施行日前に議会を招集する時間的余裕がなかったことから専決処分したもので、これについて議会に報告し、承認を求めるものでございます。

53ページをご覧ください。

承認第5号「八郎瀧町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて」
過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正に伴い、所要の規定を整備する必要があることから、本条例を改正するものでございます。
主な内容は、過疎地域における事業用設備を取得等した場合等の固定資産税の課税免除適用期限を3年間延長する改正でございます。
議会に提出する必要がありましたが、施行日前に議会を招集する時間的余裕がなかったことから専決処分したもので、これについて議会に報告し、承認を求めるものでございます。

次に、59ページをご覧ください。

議案第25号「八郎瀧町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令等の施行に伴い、所要の規定を整備する必要があることから、本条例を改正するものがございます。

主な内容は、ユニットケアの質の向上のため、ユニットケア施設管理者研修の受講の努力義務を新設したこと等の改正でございます。

次に、116ページをご覧ください。

議案第26号「八郎潟町指定介護予防支援の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について」

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令等の施行に伴い、所要の規定を整備する必要があるため、本条例を改正するものがございます。

主な内容は、指定居宅介護支援事業者が指定を受けて指定介護予防支援を行うに当たっての人員配置の基準を定めたことや介護予防サービス計画の実施状況等を町に情報提供することを義務付ける等の改正でございます。

次に、130ページをご覧ください。

議案第27号「八郎潟町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令等の施行に伴い、所要の規定を整備する必要があるため、本条例を改正するものがございます。

主な内容は、利用者の居宅を訪問しない月は、テレビ電話装置等を活用したモニタリングを行うことを可能としたこと等の改正でございます。

次に、143ページをご覧ください。

議案第28号「八郎潟町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令等の施行に伴い、所要の規定を整備する必要があるため、本条例を改正するものがございます。

主な改正内容は、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置を義務付けたことによるものがございます。

次に、164ページをご覧ください。

議案第29号「八郎潟町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例について」

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、所要の規定を整備する必要があることから、本条例を改正するものであります。

主な内容は、子ども・子育て支援法に改正があったため、町条例で引用している条項と子ども・子育て支援法との整合を図るための改正でございます。

次に、補正予算書をご覧ください。

議案第30号「令和6年度八郎潟町一般会計補正予算（第1号）について」

補正予算書1ページ、

歳入歳出に、それぞれ8,514万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を31億6,272万8千円としております。

それでは、歳入の主なものをご説明いたします。

8・9ページ、

国庫支出金の総務費国庫補助金に物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金6,013万5千円を追加しております。これは、定額減税に係る調整給付及び令和6年度に新たに低所得世帯となった世帯への給付に係るものがございます。

続きまして、歳出の主なものをご説明いたします。

14・15ページ、

総務費、徴税費、重点支援地方交付金（調整給付）4,644万円の追加は、所得税

及び住民税に係る定額減税において、定額減税額が納税額を上回る場合に調整給付を実施するものでございます。

民生費、社会福祉総務費、負担金、補助及び交付金に総額で1,280万円を追加しております。これは、令和6年度に新たに住民税非課税又は均等割のみ課税となった世帯に対し、1世帯当たり10万円を、当該世帯に児童がいる場合には児童1人当たり5万円を給付するものでございます。

16・17ページ、

民生費、児童福祉総務費、地域児童館外壁屋根改修工事342万1千円の追加は、真坂児童館の外壁及び屋根の改修に係るものでございます。

農林水産業費、農業費、旅費に113万4千円を追加しております。これは、令和3年度に事業委託報告を受けていた「脱炭素型社会構築事業」及び、昨年度策定の「地方公共団体実行計画（区域施策編）」の目標に向け、町が実施する具体的事業の視野拡大を図るため、事業実施先進地を視察するものでございます。

18・19ページ、

農林水産業費、土地改良施設管理費に総額で311万8千円を追加しております。これは、真坂石塚ため池の暗渠管の漏水修繕に係るものでございます。

22・23ページ、

教育費、保健体育総務費に総額で145万6千円を追加しております。

これは主に、オリンピック出場選手の応援、激励に係るものでございます。

各項目に計上されております人件費につきましては、「給与費明細書」に記載しております。

以上が一般会計補正予算（第1号）の概要でございます。

なお、オリンピック関連予算についてですが、今後の状況により、追加補正が生じる場合は、専決処分により対応したいと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

次に

議案第31号「令和6年度八郎潟町介護保険特別会計補正予算（第1号）について」

29ページをご覧ください。

保健事業勘定の歳入歳出に、それぞれ89万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を9億7,043万3千円としております。

36・37ページ、

歳入は、前年度繰越金に89万6千円を追加し、

38・39ページ、

歳出は、職員の人件費として総額で89万6千円を追加しております。

以上が介護保健特別会計補正予算（第1号）の概要でございます。

よろしくご審議の上、ご可決くださるようお願い申し上げます。

議長 伊藤秋雄

これより、議案に対する質疑を行います。

はじめに、日程第5、承認第3号「八郎潟町町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて」質疑を行います。質疑ありませんか。

（質疑なしの声あり）

議長 伊藤秋雄

質疑なしと認めます。よって承認第3号について質疑を終わります。

次に日程第6、承認第4号「八郎潟町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて」質疑を行います。質疑ありませんか。

（質疑なしの声あり）

議長 伊藤秋雄

質疑なしと認めます。よって、承認第4号について質疑を終わります。

次に日程第7、承認第5号「八郎潟町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の専決処分を求めることについて」質疑を行います。質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。よって、承認第5号について質疑を終わります。
次に日程第8、議案第25号「八郎潟町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」質疑を求めます。質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。よって、議案第25号について質疑を終わります。
次に日程第9、議案第26号「八郎潟町指定介護予防支援の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について」質疑を行います。質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。よって、議案第26号についての質疑を終わります。
次に日程第10、議案第27号「八郎潟町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」の質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

(質疑なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。よって、議案第27号について質疑を終わります。
次に日程第11、議案第28号「八郎潟町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」質疑を行います。質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。よって、議案第28号についての質疑を終わります。
次に日程第12、議案第29号「八郎潟町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例について」質疑を行います。質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。よって、議案第29号について質疑を終わります。
次に日程第13、議案第30号「令和6年度八郎潟町一般会計補正予算(第1号)について」質疑を行います。質疑ありませんか。はい、5番 石井清人君。

5番 石井清人 はい、5番 石井です。14ページ・15ページのところの定額減税のところなんだけれども、この後、委員会に入るのでもちょっと確認する意味もありますけども。歳入では定額減税関係で6,100万…6,013万5千円入ってるんだけど、14ページ・15ページで、総務課関係で調整給付4,644万円入ってるんですね。残りの分について1,280万は社会福祉費に置いています。そうすると、この部分は教育民生の審議に入るのかなあと思うんだけど、私はそうではなくて、これは総務課で置いたべから、ここは審議しなくてもいいんでないかと思うんだけど。というところを、ちょっと確認したいので聞きます。
多分まず、総務課で置いたとすれば、いっそのこと、この2款2項のところの調整交付金のところ6千何百万全部置けば良かったんでないのかなあっていう疑問も沸くんですけども。そこあたりの確認だな。寄託するのだからどうか、ちょっと確認して教えてねべがな。

議長 伊藤秋雄 はい、総務課長。

総務課長 村井健一 今のご質問にお答えします。確かに歳入は一本で置いてます。議員言うように歳出は総務課関係、あと福祉関係置いています。あと、その合計していった不足分については事務費として徴税費とかに置いていますけども、歳入の審議につきましては…歳入の6,013万5千円についても、その歳出に伴う歳入でございますので、各委員会でご審議していただければと思います。以上です。

議長 伊藤秋雄 いすか。はい、5番 石井清人君。

5番 石井清人 んだから、その14ページ・15ページの3款1項1目にある、この福祉費に置いた定額減税関係、非課税とか均等割、これも福祉だからというのよ、歳出。

議長 伊藤秋雄 はい、総務課長。

総務課長 村井健一 15ページの今言ったところにつきましては、健康福祉課の予算になりますので、そちらの委員会のほうで審議お願いしたいと思います。

5番 石井清人 はい、分かったす。

議長 伊藤秋雄 はい、他にありませんか。はい、2…4番 北嶋賢子君。

4番 北嶋賢子 はい、4番の北嶋賢子です。委員会外なので産業課の課長にちょっとお話しを聞きたいと思います。この間、以前に1人当たり千円の山の整備が予算に入りました。それで森林組合なんかをお願いするっていう答弁でしたけれども。ウチでだいたい5ヶ所山があるんですよ。それで子供達に教えなきゃなんないもんだからと思って、この間林道走ってみました。そしたら、叢雲の滝までの林道は綺麗になってましたけれども、白ヶ口のあっちの方の奥山の方の林道は、トラックに葛は絡まってくるは…ってやっ通って行ったんです。熊が恐かったんだけど私が今教えないと、これあともう教えること出来ないなあとと思って、今日天気良いから行ってみようと思って、そう思って林道走って。さすがダムの上までは恐くて行けなかったけれども。ですから、その林道の整備ね、葛が車にトラックに絡まってきたりするの、その林道の整備をして欲しいなど。委員会外だったのでちょっと今、産業課の方をお願いしたところです。要望です。

議長 伊藤秋雄 いすか。要望ですので、そこあたり検討してください。

4番 北嶋賢子 直してくれれば。

議長 伊藤秋雄 他にありま…ああ、2番 小柳聡君。

2番 小柳 聡 21ページから23ページの方の併設校管理費でちょっと関連するんですけども、小学校、併設校支援システム負担金というものを更正して委託料に変わって、若干金額が変わって増えてるっていうところだと思うんですけども、この負担金から委託料に変わった経緯、またその委託金額のところを、妥当性というところをちょっとお知らせ…お伺い…

議長 伊藤秋雄 はい、教育課長。

教育課長 齊藤嘉生 はい、ただ今の小柳議員のご質問にお答えいたします。この秋田県小中学校等統合型校務支援システムでございますけども、秋田県の指導により共同調達となっております。本町は今年度体制を構築しまして、令和7年度から稼働となっております。そのため当初予算に負担金として123万7千円を予算措置していた訳でございます。今後の契約について県、町、業者による三者体制の契約となります。

県からの指示によりまして、構築費用は県を介さずに直接業者に支払うことになりました。このことから、委託料として予算を置くべきだという判断で負担金を減額して委託料に追加したというものでございます。

なお、この委託料には123万7千円の他に稼働開始月の3ヶ月前からテストとか試験をしなければなりませんので、その運用費用が発生することや、あと追加でデジタル採点システム機能が追加されました。そのものを含めまして総額168万7千円としております。以上でございます。

議長 伊藤秋雄 はい、いすか。はい、他にありませんか。はい、1番 加藤千代美君。

1番 加藤千代美 ええと、予算書の17ページの視察の研修の中で、5月の27日の日に渡された「八郎潟町脱炭素事業の推進について」という資料があります。この資料を見ると、令和5年度の段階ではイチゴをやると。廃校を利用してイチゴをやるという説明で我々に収支まで出して説明しておったんですが。この資料の中身を見ると初心に返ったような感じになってるんですけども、その正誤性について説明してください。

議長 伊藤秋雄 はい、産業課長。

産業課長 相澤重則 ただ今のご質問ですけれども、今、加藤議員、イチゴっていうふうなことおっしゃってましたけども、そのイチゴっていうのは、あくまでも日本総研さんからの提案の一部でございます。ですので、それを押し進めるっていう意図ではございません。今回は、これまでのボイラーによる発熱等の熱流の他、新たにボイラー燃焼以外の方法が無い等等、事業の視野拡大を図るために現地、先進地の視察をしたいということでの予算計上となっております。以上です。

議長 伊藤秋雄 はい、他に、ああ、1番 加藤千代美君。

1番 加藤千代美 そうすると、今の説明ですと日本総研さんの方から出されたものについては、確定はしていないと。本来であれば、日本総研に委託する前に役場庁舎のプロジェクトの中で、この令和6年度以降の動き、事業実施に向けて検討した後に、その廃校の利用とか何をやるかっていうのが出て来るはずなんですけど、私たちに最初に出てきたのは、最初に渡された資料は廃校でイチゴでやると。そして、そこまで収支計算して出てきたわけですね。そうすると、あらかじめこう決まってるんだなあっていう観点で議論しておったんですけども、そうではないということですね。最初から出発するっていうことですね。

議長 伊藤秋雄 はい、産業課長。はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 あのう、イチゴっていうのは、最初皆さんに、最初に出しましたけども、私はその流れの中で、例えば一般質問の中でも、イチゴだけじゃなくて冬場のやはり農業の生産を目指すためにはイチゴだけじゃなくて、ハウス栽培の中で何を出来るのかっていうことを考えながらやりましょうってことは答弁してまいりました。ですので、イチゴに特化したものではないと。はい、産業課長。はい、畠山町長。

議長 伊藤秋雄 1番 加藤千代美君。

1番 加藤千代美 この事業に取り組むに当たって事前に、そういう検討会っていうのは役場でやってなかったってこと？この資料見ると、そういう具合に取れるんですよ。あくまでも、その過程のものを全部日本総研さんに1,000万で委託して我々に説明したってこと？私たちが求めているのは日本総研さんに1,000万を出す前に町のプロジェクトの中で、いろいろな課題を検討して、そして専門家の意見を聞いてやるっていうのがシナリオだと思ってたんですが、これを見ると今、最初私が提案したものの段階に入ったのかなという感じで、これ見るとどうですか。そのへんは、どうなんですか。

議長 伊藤秋雄 はい、答弁をお願いします。畠山町長。

町長 畠山菊夫 あのう、イチゴに特化したのではなくて、冬場の産業、これをどうするのかっていうことで、日本総研さんの場合はイチゴでもトマトでも、いろいろありますってことを私たちがも検討課題として何が適しているのか、いろんなものに挑戦して、何を適しているのかっていうことを、これから視察しながら検討するっていうことでございます。

議長 伊藤秋雄 はい、加藤君。

1番 加藤千代美 私聞いているのは、その前の段階ですよ。日本総研さんに委託する前に、そのプロジェクトを作っておったのかどうかっていうことを聞いているわけです。

議長 伊藤秋雄 暫時、休憩します。

(休憩)
(再開)

議長 伊藤秋雄 再開します。

町長 畠山菊夫 イチゴに特化してお願いしたものではなくて…、あのう、目的と位置付け、これには町の温室効果ガスの排出量の実態及び将来予測を図った上で2050年、これカーボンニュートラルに貢献しながら脱炭素計画、これも議会の皆さんには報告しておりますけども、かつ持続的な町づくりに資する農業モデル、農業モデルです。並びにそのモデル現実に向けた関係者の役割等についての検討も行っております。ただ、イチゴに…加藤さんがおっしゃったイチゴに特化したものではないということについては、この流れから常

々言っておりますので。冬場の農業収入、これをどうするのかってことの為の目的でございます。

1 番 加藤千代美 いや、話、整理してよ。私が聞いていることと、答えてること、違うよ。

5 番 石井清人 これは、予算をどうするかっていう提案だから…何年前の昔の話したてで…

議長 伊藤秋雄 はい、答弁は、あと、いいすか。はい、副町長。

副町長 小野良幸 これまで「脱炭素型社会構築事業」の委託報告の内容でございましたけれども、再三に渡り町長が脱炭素に向けた可能性を探るための事業委託の報告を受けていたところです。その中身につきましては、いざ事業を進めるにあたりまして、例えば小学校の空き校舎を利活用したら良いのではないかという発想もございました。それから、農家の所得向上目指したものであるというのは、これまでも再三申し上げてまいりました。

それから、今回のこの地域脱炭素を実施するにあたりまして、様々これから企業の誘致等も考えられるところでございます。

今回、この補正予算に旅費を計上いたしましたのは、これらを総合的に前に進める為の一環として、まずは全国で、それらの取り組みを行っている先進地を研修したいと。今後に向けて実施可能な八郎潟町の脱炭素事業を推進するために研修をするものでございます。これまでの説明プラス実施可能ということで、様々な具体的な校舎利用とか企業誘致とか、それから農家の皆さんの所得向上に向けた具体的なものを視察したいということでございますので、ご理解を願いたいと思います。

議長 伊藤秋雄 はい、他にありませんか。これで…

1 番 加藤千代美 私が指摘しているのは、その事業、脱炭素をやるっていうのは何も反対していませんよ。視察するのも反対してません。物の思考が逆じゃないかと。もう既に、その過程を1,000万掛けて投資してあるわけですよ、ね。その投資するというのは、その脱炭素をやるために役場の中でプロジェクトを組んで、そしてこういう視察をやった上で第三者の考えを聞くっていうのだったら分かりますよ。もう既に我々は、日本総研から出された資料に基づいているいろいろな意見交換してきたわけです。だから、その物の思考の仕方が逆じゃないかってことを私、指摘してるんですよ。だから二重にお金を掛けるのかと、こういうことですよ。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 あのう…日本総研さんで、そう1,000万円っておっしゃいましたけども、それはどっから出たお金ですか。

1 番 加藤千代美 いや、研究費として1,000万出してるでしょ、約1,000万。

町長 畠山菊夫 研究費？

1 番 加藤千代美 調査原基で我々に出す資料を作るために約1,000万の金出してるでしょ。900何十万だっけか…

町長 畠山菊夫 それ、そのお金は、どこからきてますか。

1 番 加藤千代美 いや、役場の会計見てるべ。

町長 畠山菊夫 いやいや、補助金ありますよね。どっから、きてますか。

議長 伊藤秋雄 暫時、休憩します。

(休憩)
(再開)

議長 伊藤秋雄 再開します。加藤さん、あと、だいたい答弁…

1 番 加藤千代美 ちょっと待ってくださいよ、私、違いますよ。補助金があったからじゃなくて、しっかりした事業計画を立てるために、その補助金で実施するっていう考えですよ。大潟村

でもそうでしょ。今、秋田県と秋田市と大潟村が認可されて、他の町村不可になりましたよ。補助金を当てにするんじゃないくて、まず自分たちで考えて、これは該当する事業なのかどうか。補助金があったから、こうなったんじゃないですよ。そのへんをハッキリしないと税金っていうのは限りなく無駄になりますよ。その考え、違いますよ。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 無駄金って言ったから今、私がおっしゃっただけであって。え？

1番 加藤千代美 人の揚げ足を取るような…

町長 畠山菊夫 いやいやいや、無駄金って言ったから私が答えているのであって。

1番 加藤千代美 いや、無駄な金でしょ。

町長 畠山菊夫 いや、私はそう思いません。

議長 伊藤秋雄 ちょっとあれです。後かにまた、いすか。はい、答弁をお願いします。

副町長 小野良幸 「脱炭素型社会構築事業」でございますけども、そもそものこの事業実施したねらいでございます。これは、温室効果ガスの排出抑制、これは全国的な動きでございます。それから人口減少、少子高齢化、基幹産業としての農業の再興への対応、これも求められております。この事業委託を通じまして、八郎潟町では温室効果ガスの排出量の実施及び将来予測を行った上で国際的な2050年カーボンニュートラルに貢献し、かつ持続可能な町づくりに資する事業モデル、それから、モデル実現に向けた関係者の役割について日本総研さんの方に検討を依頼したものでございます。この事業委託、そもそもの国の補助金につきましては、公益財団法人、日本かんこう協会…日本環境協会の方に環境省が補助を…何だ…補助枠を確保しておりまして、そちらのメニュー、補助メニューであります中・長期的な脱炭素に貢献するための弾力性のある柔軟性のある地域実現を図るための、その目標を定める調査・検討・合意形成を指示するという日本環境協会の補助メニューを活用しまして八郎潟町が、そのモデルについての検討を行ったということで、それが、「ありき」、ありきなので、そこから八郎潟町の脱炭素に向けた方向性を見出ししていくといった狙いがございました。それ以降、国の方でも環境に対する考え方は、もっともって国際的にも進んでおりまして、カーボンニュートラルを目指して推進していくために八郎潟町も、いろんな全国で展開されている事業を視察しながら、どれが八郎潟町に適合しているかっていったものを探るためにイチゴのみならず他の、環境的な脱炭素事業につきまして今回、具体的に視察をするものでございます。順番が逆だとは思っておりません。これまで八郎潟町が実施してきた各種調査事業、その報告を受けたからこそ、今この町に合ったものを目指すという考え方で進めていきますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

町長 畠山菊夫 加えて言いますけれども、今、副町長が言いました環境協会、この補助金1,000万に関しては令和元年度も応募しましたけれども、これがやはり私どもの訴え不足で却下されました。それで令和2年に、応募またしまして補助金をもらってこの事業が進められてきたことは議員の皆さん方にも、おっしゃっております。どうか、理解いただきたいと思ひます。

議長 伊藤秋雄 はい、はい、他にありませんか。はい、8番 畠山一充君。

8番 畠山一充 はい、8番 畠山です。委員会が違うためにちょっと質問させていただきます。補正予算書の18・19ページに渡りまして、7款の1項の12節の委託料、三倉鼻公園支障木伐採業務委託料41万7千円計上されておりますけども、計上にあたっての経緯、また、桜の木だと思うんですけども、何本位伐採するものか。更にまた、再利用とかあるものか、そこらへんちょっとお聞きしたいと思ひます。

議長 伊藤秋雄 はい、産業課長。

産業課長 相澤重則 ただ今のご質問にお答えいたします。今回、三倉鼻の公園ですけども、桜が2本枯れておりまして、町道の方へ倒木する恐れがありますので、枯れ木2本。あと、その他

ですね、松食い虫の被害によりまして瑕疵した松の伐採、及び瑕疵した松については松食い虫の拡散がございますので、それを防止するためにブルーシートで覆いまして燻蒸処理をすることとしております。ですので、桜の木が2本、松の木が2本ということがございます。以上です。

議長 伊藤秋雄 はい、いすか。他にありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 ないようですので、次に移ります。
日程第14、議案第31号「令和6年度八郎潟町介護保険特別会計補正予算(第1号)について」質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。よって、議案第31号について質疑を終わります。
次に日程第15、「陳情について」を上程します。お手元に配付しております陳情は1件であります。
提出された議案並びに陳情について、議事日程及び陳情文書表に記載のとおり、所管の常任委員会に付託することに、ご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 異議なしと認めます。各常任委員会に付託することにいたします。
事務局長から、常任委員会室を報告させていただきます。

局長 加藤 宏 それでは、総務産業常任委員会は、第1委員会室。教育民生常任委員会は、第2委員会室で開催させていただきます。

議長 伊藤秋雄 これより、各常任委員会を開いていただきます。
明日は、午前10時より本会議を開きます。
本日の会議は、これをもって閉会いたします。散会いたします。
どうもご苦労様でした。

(閉会 午前11時22分)

令和6年八郎潟町議会6月定例会 会議録

第2日目 令和6年6月5日(水)

(開会 午前10時)

- 議長 伊藤秋雄 おはようございます。
ただいまの出席議員は1名欠員の11名であります。
定足数に達しておりますので、八郎潟町議会6月定例会は成立いたします。
これより、本日の会議を開きます。答弁のため出席を求めた者、町長、副町長、教育長、各課課長、会計管理者であります。
これより一般質問を行います。最初に1番 加藤千代美君の一般質問を行います。
はい、1番 加藤千代美君。
- 1番 加藤千代美 1番 加藤であります。私からは大きく分けて5項目について質問をしたいと思えます。
まず最初に、3月定例議会で納得のできる説明がなされなかったのが今定例会において、説明を求めたいと思えます。
まず、1つ目ですが、「NPO法人H a c h i L A Bの理事長による現金100万円の負担金について」であります。
令和6年1月12日開催の臨時議会において、執行機関から「はちらぼの経営資金の不足分として、理事長から個人的に現金100万円の負担がなされる」旨説明があったが、当該負担がなされたか否か。実行されたのであれば、いつ納入されたのか、その手段と方法についてご教示願いたいと思えます。
- 議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。
- 町長 畠山菊夫 加藤議員のご質問にお答えいたします。
令和5年11月30日で休止した小売事業清算のため、理事長負担金として100万円が「2月26日」に、「はちらぼ」の通帳に振込入金されております。
- 議長 伊藤秋雄 はい、加藤千代美君。
- 1番 加藤千代美 これは、「はちらぼ」の内部の会計でありますけれども、単純に収入調定とか、そういうものなされずに現金として納入されたってということですか。請求書を出して領収書を発行したものであるか、そのへんはどうですか。
- 議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。
- 町長 畠山菊夫 振込入金されたことでございます。
- 議長 伊藤秋雄 はい、加藤千代美君。
- 1番 加藤千代美 そうすると、「はちらぼ」側の方からは請求書は出さなかったってことですか。
- 議長 伊藤秋雄 はい、産業課長。
- 産業課長 相澤重則 はい、一応、ただ今のご質問について確認ですけれども、「はちらぼ」の理事長の負担金につきましては、「はちらぼ」の中で処理されております。町に対しての収入とかは、ございませんので、そこのところご確認の方、よろしく願います。
- 議長 伊藤秋雄 はい、加藤千代美君。
- 1番 加藤千代美 町の方は確か監査委員出てますよね。それは、監査の人達は確認したんですか。
- 議長 伊藤秋雄 はい、総務課長。
- 総務課長 村井健一 5月13日に監査を行っております。収支計算書の中では、振込みされてるのは確認しております。

議長 伊藤秋雄 はい、加藤千代美君。

1 番 加藤千代美 じゃあ、次の問題に入っていきます。
「はちらぼの備品である自動車の処分について」お伺いしたいと思います。
1つ目は、令和6年3月の予算特別委員会で副町長から「はちらぼの備品である軽自動車1台については、財産価値がないため処分した」旨の説明がなされたが、その処分するにあたっての手続き等についてご教示願いたいと思います。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 令和5年10月2日付けで、NPO法人「はちらぼ」理事長から「資産の処分承認について」申請書が提出され、町では10月5日付けで、財産処分の承認を行っております。

議長 伊藤秋雄 はい、加藤千代美君。

1 番 加藤千代美 この財産処分の承認を行ってるわけなんですけど、示された帳簿見ますと車が2台あって、償却資産は2台とも同じ月日で過ぎてるわけなんですけど、もう1台はじゃあ財産として残っているわけですか。

議長 伊藤秋雄 はい、総務課長。あ、産業課長、産業課長。

産業課長 相澤重則 2台のうち1台が処分された物で、1台は現在も残っております。以上です。

議長 伊藤秋雄 はい、加藤千代美君。

1 番 加藤千代美 2つ目に入りますけども、当該自動車が資産価値が無いということで処分の許可を出したと。それで、これは廃棄した、単純に捨てた物なのか、古鉄として売却した物なのか、そのへんは、どうですか。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 資産価値が無いからというわけではありません。NPO法人「はちらぼ」に確認したところ、売却ではなく廃車したため得た現金は「ない」との報告を受けております。

議長 伊藤秋雄 はい、加藤千代美君。

1 番 加藤千代美 廃車したっていうのは分かりますけども、どこへじゃあ、その車行ったんですか？クズ捨て場に廃車したんですか？それとも、何処へやったんですか？そのへん教えてください。

議長 伊藤秋雄 はい、産業課長。

産業課長 相澤重則 町内の自動車会社の方に出したという話を聞いております。以上です。

議長 伊藤秋雄 はい、加藤千代美君。

1 番 加藤千代美 町内の自動車会社っていうと、どこですか？それは、無料で廃車…その自動車会社は取ったんですか？それとも、若干の金を払って取ったのか、そのへんはどうですか。

議長 伊藤秋雄 はい、産業課長。はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 あのう、廃車処分しておりますので、その先はちょっと分かりません。

議長 伊藤秋雄 はい、加藤千代美君。

1 番 加藤千代美 その先は分からないというよりも、町内の自動車会社に廃車したっていうことをさっき産業課長が言ったから、その時は、タダ、無料でやったのか、そのへんはどうなんですか。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 先ほどもお話ししました。廃車したため得た現金は無いとの報告を受けております。

議長 伊藤秋雄 はい、加藤千代美君。

1 番 加藤千代美 廃車したのは分かりましたよ。町内の、本町の中の業者に廃車したと言うんでしょ。ただ単純に無料で廃車したの？廃車っていうのは分かりますよ。

議長 伊藤秋雄 個人名の会社、ですか。今、聞いているの。

1 番 加藤千代美 いや、廃車、廃車した会社分かるべ。今、廃車したっていうのは分かりましたよ、ね。町内の、まあ、どこの会社だか分からないけども、そこに廃車したと。それ無料でやったの？無料で、その会社は取ったの？一銭も払わないで終わったの？そこらへんは、どうなの？

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 あのう、先ほども言いました。加藤さん、私に聞いているんですか、それとも「はちらぼ」に聞いているんですか。私に聞いているのであれば、廃車した先は分かりません。

議長 伊藤秋雄 はい、加藤千代美君。

1 番 加藤千代美 はい。廃車した先は分かりませんと言いましたけれども、この「はちらぼ」っていうのは、町から補助金出ますよね。出ますよね。教えてくださいよ。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 出ます。

議長 伊藤秋雄 はい、加藤千代美君。

1 番 加藤千代美 財産の管理は行政、もしくは、その「はちらぼ」にあるわけなんですけど、いざ閉めるという段階になった時には行政に大きな責任があると思うんですよ。そのへんは確認しないんですか。廃車したことだけを聞いて、どこに廃車したかってことは確認してないんですか。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 先ほど、課長が言いましたとおり町内の車販売業者、そこについていう答弁はしましたよね。

1 番 加藤千代美 しましたよ。

町長 畠山菊夫 はい。

議長 伊藤秋雄 はい、加藤千代美君。

1 番 加藤千代美 じゃあ、具体的に聞きますけれども、町内のどこの会社ですか。

議長 伊藤秋雄 暫時、休憩します。

(休憩)
(再開)

議長 伊藤秋雄 再開します。はい、加藤千代美君。

1 番 加藤千代美 いや、本人が分かりませんかじゃなくて、「はちらぼ」のほうで処分したんだから、それを行政、確認してるんでしょ。私、それ聞いているんですよ。どうして確認してないの。ただ耐用年数が過ぎたから処分しました、で、1台の車は残っている、1台の車は処分

した。処分先が町内の会社であるということだけあってると。会社名は公表出来ないの？
会社が困るの？何か理由があるんですか？

議長 伊藤秋雄 本人は、加藤さんは、分かるすか。

1 番 加藤千代美 俺が分かるんじゃないくて、聞いてるんだって、私は。分からないから聞いている。

議長 伊藤秋雄 これに対する…あ、はい、副町長。

副町長 小野良幸 NPO法人「はちらぼ」と言えども、一つの企業体でございます。この一般質問の場
においては一企業における経営のやり取り云々、それを個人名を出してまで行政とすれ
ばお答えする権限は無いと思っております。

議長 伊藤秋雄 はい、加藤千代美君。

1 番 加藤千代美 さっきも言いましたけども、監査委員出しておりますよね。出してますよね。監査委
員の方が監査してるでしょ。それ何故報告出来ないの。

議長 伊藤秋雄 はい、副町長。

副町長 小野良幸 あのう、監査委員は、まあ、処分したことについては知っているものでございませ
けれども、それを逐一この一般質問、議会の場で詳細を申し述べる立場に行政はありません。
以上です。

議長 伊藤秋雄 はい、加藤千代美君。

1 番 加藤千代美 じゃあ、立場を変えて聞きますけれど、行政じゃなくて監査委員のほうから、その返
答をお願いしますよ。同じ答えじゃないでしょ。監査委員でしょ。「はちらぼ」の監査
委員でしょ。行政の職員であると同時に「はちらぼ」の監査委員だから、監査委員は、
その中身分かってるでしょ。同じじゃないですよ。

議長 伊藤秋雄 総務課長。

総務課長 村井健一 あのう、今、副町長が言いましたように、監査委員として私、総務課長の立場で選
任されて監査はしております。ただ今、副町長が言ったように、この今、一般質問の場
でお答えするのは監査委員の立場ではあるけども、行政の職員として、この場ではお答
えすることは出来ないということでございます。

議長 伊藤秋雄 はい、加藤千代美君。

1 番 加藤千代美 じゃあ、極端な例言いますよ。町から補助金を出して、監査委員が町で監査してるん
だけども、その補助金の額が、どさいったか分からないっていうのは、結局垂れ流しじ
ゃない。んだから、聞いてるんだよ。

議長 伊藤秋雄 総務、総務…

総務課長 村井健一 分からないでなくて、把握はしておりますが、ここで今、さっきから言っているよ
うに会社名を出したりしてお答えすることは出来ないという話…

1 番 加藤千代美 理由は？

総務課長 村井健一 え？先ほどから言っているように、副町長さっきから言ってるような内容でござい
ます。

議長 伊藤秋雄 はい、加藤千代美君。

1 番 加藤千代美 どうしてだから、報告出来ないってことはないでしょ。プライバシーでも何でもな
いですよ。財産処分されてるんだから、その財産の処分について監査をしっかりしてるん
でしょ。それが何故報告出来ないの。行政だから出来ないってことはないと思うよ。

議長 伊藤秋雄 あのを、暫時、休憩します。
(休憩)
(再開)

議長 伊藤秋雄 再開します。

1 番 加藤千代美 理由は無いってことなので分かりました。
じゃあ、次に3番目に入りますけども、「武田商店との賃貸契約について」お伺いします。
「はちらぼ」が賃貸契約を結んでいる小売店として活用していた武田商店跡地は未だ休業状態になっているのでありますが、いつ再開するのか、また、月額賃貸料は、いくらか、後の契約は何年あるのか、そのへん教えてください。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 車の処分のご質問、途中で終わってしまいましたけども…

1 番 加藤千代美 うん、聞いてないよ。

町長 畠山菊夫 答えは先ほどと同じでございます。廃車処分して収入は無いとのことですので、これは確認しておきたいと思えます。
旧武田鮮魚店の利活用につきましては、NPO法人「はちらぼ」が武田商店と賃貸契約を交わしており、今後の利活用について、町では把握しておりません。
月額賃貸料は税込み1万1千円で、契約は平成29年7月1日から令和9年6月30日までの10年間とのことでございます。

議長 伊藤秋雄 はい、加藤千代美君。

1 番 加藤千代美 月額1万1千円で10年間契約で、まあ、いつ再開するか分からないと。こういう内容でございますね。これ、後にも出て来ることなんだけど、これでいいのかどうかは非常に問題があるので是非、行政機関として補助金を出してる以上、適切な指導をお願いしたい、こういう要望しておきます。
次に、「令和6年の3月定例会における修正動議の否定根拠について」お伺いしたいと思えます。
令和6年3月議会において石井議員より提出された「はちらぼ」の指定管理者管理期間についての修正動議に対して副町長は「議員に修正の動議を提出する権限はない」旨発言したが、当該発言の根拠法令についてご教示願いたいと思えます。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 石井議員の「まちづくり活動センター」の指定管理期間についての修正動議について、修正動議を否定したわけではなくて、無効ではないかと議長に判断を委ねたことかと思えます。
地方自治法解説によれば、指定管理等に関する事務は、地方自治法第148条や第149条第7号の規定からすると、原則として、長が執行するものといえますので、その権限を有しない議会が当該指定に関する議案を調整することは予定されず、議員や議会の委員会は、当該議案を提出する権限を持たないと解されております。

議長 伊藤秋雄 はい、加藤千代美君。

1 番 加藤千代美 権限を有さないという、それは147条、148条ってことでしたね、法令根拠。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 148条と149条でございます。正しく聞いてください。

議長 伊藤秋雄 はい、加藤千代美君。

1 番 加藤千代美 ええと、148条、149条、今の答弁で間違いはないですか。

議長 伊藤秋雄 はい…

町長 畠山菊夫 その通りでございます。

議長 伊藤秋雄 はい、加藤千代美君。

1 番 加藤千代美 ええと、5番の「はちらぼの令和5年まちづくり活動センター管理運営業務委託契約の内容について」お伺いします。

この5番については、管理契約を結ばれる項目がいくつか私、質問しておりますけれども、前提条件となるために指定管理者を設置するためには、その団体の収支予算書、決算書を提出することになっておりますけれども、これについては提出されたものですか。この前、管理委託契約を結んだ団体が…5月31日現在の、この団体出されておりますけれども、この人がたからは事業計画、予算書、決算書出ておりますか。

議長 伊藤秋雄 はい、産業課長。

産業課長 相澤重則 はい、提出されております。

議長 伊藤秋雄 はい、金、あ、加藤千代美君。

1 番 加藤千代美 はい、じゃあ、それを前提にして次のことを聞いてまいります。
当該契約の仕様書において、委託契約の内容として「商店街の協力と地域住民との結びつきを強めること」と述べているが、具体的な内容についてご教示願いたいと思います。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 上町商店街に一（いち）商店として加盟し、上町商店街事業に参画しております。主に年3回の商店街の装飾活動に参加していると伺っております。

また、「まちづくり活動センター」が商店街の集客装置として機能するよう、施設の利用を活発にするため「ありがとうの会」が主催する「健康いまトレ」を毎週土曜日に、「はちらぼ寄席」を偶数月に1回開催しております。

議長 伊藤秋雄 はい、加藤千代美君。

1 番 加藤千代美 この成果については確認していますか。

議長 伊藤秋雄 はい、産業課長。

産業課長 相澤重則 5年度の「健康いまトレ」実績につきましては、転倒予防体操等を行ってございまして、令和5年度、45回開催しております。延べ491人が参加しております。また、「はちらぼ寄席」の実績につきましては、令和5年度、6回開催してございまして、延べ115人が観覧しております。以上です。

議長 伊藤秋雄 はい、加藤千代美君。

1 番 加藤千代美 同じく委託業務の内容として「商店街の魅力向上と賑わいづくりに関すること」と述べられているが、その具体的な内容について教えてください。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 上町のみならず、仲町、駅前の各商店街の会長が集まる商店街振興会の会議に出席し、一日市商店街が一体となった企画について協議されております。

主に、町で委託している商店街活性化事業費の利用について協議されており、令和5年度は8月から9月にかけて、スタンプラリーと抽選会を実施したほか、イルミネーション設置事業を一緒に行っております。その他もいろいろ細かくありますけれども、以上でございます。

1 番 加藤千代美 3番目ですが…、

議長 伊藤秋雄 手挙げてください。はい、加藤千代美君。

1 番 加藤千代美 同じく、委託業務の実施条件として「必要に応じて使用する住民等への説明会に出席し、業務内容を説明する」と述べられているが、その実施状況についてお願いしたいと思います。過去の契約についてもありましたら、資料として出してもらいたいと思います。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 NPO法人「はちらぼ」が、どのような業務を行っているのかを、地域住民や団体に知ってもらうことを目的としており、要請があれば説明対応してくださいという内容でございます。

NPO法人が発足して間もない頃に、婦人会、商工会、小中学校にて、業務内容の説明対応等を実施したとのことでした。

議長 伊藤秋雄 はい、加藤千代美君。

1 番 加藤千代美 4番目ですが、同じく各種書類の提出として「はちらぼ」に対し、委託終了後5日以内に委託業務完了届けの提出を義務づけられているが、同完了届けの内容を明らかにしてもらいたいと思います。

それで、これは5日以内に提出されておりますか？書類が。その点についても伺います。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 「まちづくり活動センター管理運営委託」の業務完了届では、次の業務について報告されております。

- ①施設の維持管理や運営に関すること
- ②施設備品の管理に関すること
- ③商店街の協力と地域住民との結びつきを強めること
- ④商店街の魅力向上と賑わいづくりに関すること

についての業務報告、はちらぼハウスへの入館者数、2階部分のサロン及び会議室の利用者数・会議件数、委託業務の収支実績が完了届として提出されております。

委託期間終了後5日以内での決算書作成や実績報告の作成は難しいことから、甲乙協議の上で町の出納閉鎖である5月末までに、完了届と一緒に実績報告書が追加品として提出されております。

議長 伊藤秋雄 はい、加藤千代美君。

1 番 加藤千代美 今、読み上げられた個々の物についての報告書を出してもらえますか。と同時に、私が令和6年度の4月の5日、6日の日に、この完了届が出ているかってこと確認したら、出てなかったんですよ。それで、令和6年度契約する時には、私から指摘されたせいか、その期間が延びていたんですよ。前年度までは、5日間、5日以内に報告されていないんじゃないですか。そのへんは、どうなんですか。

議長 伊藤秋雄 はい、産業課長。

産業課長 相澤重則 今、町長の答弁でもございましたけれども、委託契約書には5日以内ということ謳われてましたけども、決算書作成、実績報告の作成、難しいことから町と「はちらぼ」が協議しまして、出納閉鎖である5月末までに報告していただいております。以上です。

議長 伊藤秋雄 はい、加藤千代美君。

1 番 加藤千代美 今、産業課長がおっしゃったんですけども、令和6年度の6日、私が産業課に訪問して、そのことを確認してるんですね。令和5年度の仕様書の中身を見ると5日以内となっております。これは、どこの出納閉鎖でも予算が終了して3月31日出納閉鎖なってから、5日以内に完了届出すっていうのは非常に不可能です。その不可能を5日以内にやると規定した、令和5年始まってから、令和5年までの間に規定した根拠は何であったんですか。これは、誰が考えても分かることじゃない。3月31日に、出納閉鎖を行って、即5日以内に報告するっていうのは、私でも事務的に考えて不可能ですよ。令和6年度の

中で、これが5月31日までですか？まあ、若干期間が長くなっている、って具合に修正してありますけども、何故4年間、6年間ですか、それを見直し出来なかったんですか。そのへんは、どういう考えですか。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 今、加藤さん、ご質問の中で、令和6年度の6日ってというのは、どういうことを指していますか。

1番 加藤千代美 何も令和6年度の6日って言ってないですよ。令和5年度6日っては、言ってないですよ。正確に聞いてくださいよ。それこそ。

町長 畠山菊夫 いやいや、メモ取りましたら、令和6年度の6日って…

1番 加藤千代美 6日の日、私は訪問したって言ったんですよ。

町長 畠山菊夫 ああ、そういうことなんですか。

1番 加藤千代美 しっかり聞いてください。

町長 畠山菊夫 そういうこと言ってないから、聞いているんですよ。

議長 伊藤秋雄 はい、加藤千代美君。

1番 加藤千代美 で、関連性をお伺いしますが、さっきも触れましたけども、指定管理者制度するためには、ちゃんとした決算と予算書を提出しなければいけないということになってますね。なってますね。そのへんを確認します。

議長 伊藤秋雄 はい、産業課長。

産業課長 相澤重則 はい、なっていると認識しております。

議長 伊藤秋雄 はい、加藤千代美君。

1番 加藤千代美 じゃあ、その上で聞くんですが、赤字を経営してきた団体を指定管理に指定することは適当であるかどうかについては、どうですか。

議長 伊藤秋雄 はい、副町長。

副町長 小野良幸 指定管理につきましては、3年間という期間で議決をいただいております。その間「はちらぼ」の商店事業に関しましては赤字が続いており、それを解消出来ない状態となっております。

それと「まちづくり活動センター」の指定管理、これは町民がそこに集い、商店街の活性化に資するという、また別の事業もございまして、それらを加味いたしまして、この3年後にまた再度「まちづくり活動センター」の指定管理を「はちらぼ」に委託したいという議案に対しては、皆さま、議員の皆さまからは同意をいただいております。商店の赤字と「まちづくり活動センター」、これの指定管理とは直接赤字団体だからといって、それを否定するものではないと認識しております。

議長 伊藤秋雄 はい、加藤千代美君。

1番 加藤千代美 あのね、この指定管理者、議員の方々も悪いんですが、この指定管理者の議案出すに当たって、やっぱり正確な資料出してもらわないと議員は判断出来ませんよ。これを出した時に各団体の収支決算書、事業計画書は一切出てないんですよ。その中でこの指定管理者制度決まったわけですよ。おそらく議員の人がたは、そこまで検討しなかったと思うんですよ。で、私、後から、この議会迎えるに当たって、この規則・条例を見ました。この規則・条例を見ると、ちゃんと収支予算書、決算書、事業計画書、実績報告書、それを吟味した上でこれがなされるものなんですよ。それを出さないで指定管理者の提案をするっていうのは、いかながなものかと思えますよ。私たちが今これを決めた後に反省としても言えるんですけども、こういう資料まず的確に出してもらおうっていうことが

第一点ですよ。でないと言員を蔑ろにしてるとしか言えませんよ、これは。

議長 伊藤秋雄 はい、総務…ああ、副町長。

副町長 小野良幸 ええと、「はちらぼ」の収支予算ですとか事業報告に関しましては、これまで一連の一般質問の中で、その資料等は提出していたか、全部提出していたかどうかは私も定かではありませんが、報告はしているはずでございます。議員の皆さまも赤字であったというのには認識していたので調査特別委員会を開いて、いろいろ調査されたことだと思っています。行政が、それらの資料を提出しなかったという理由で、今の加藤議員のご指摘はどうかと思いますけれども。以上です。

議長 伊藤秋雄 はい、加藤千代美君。

1 番 加藤千代美 「はちらぼ」から意見を聞いたのは事実ですよ。けども、この「はちらぼ」だけじゃないですよ。他の団体の物も無いでしょ。全体を指して私言ってるんですよ。何も「はちらぼ」だけじゃないですよ。「はちらぼ」は確かに議会で特別委員会を作って内容究明しております。ただ、他の団体について一切の資料提供が無いんですよ。そういうので一括してこれを出してくるっていうのは、いかななものかってこと、私は言ってるんです。

それから、もう一つ。最後になりますけれども、広報八郎潟令和6年4月号によれば「まちづくり推進の会」の事務局を「まちづくり活動センター」内に設置したとあるが、具体的にどのように同センターを使用しているのか教えてもらいたい。また、「まちづくり活動センター」に事務局を設置した根拠法令、それから、根拠契約内容について教えてもらいたいと思います。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 まちづくり推進の会による、「まちづくり活動センター」の使用状況は、町内会や商店会等の一般団体と同じく、使用申請書を提出のうえ、会議室を利用しているとのことでございます。

なお、「まちづくり推進の会」が活動センター内に事務局を置くこととしたのは、同会の総会で決めたことであり、法的根拠や契約は無いと認識しております。

議長 伊藤秋雄 はい、加藤千代美君。

1 番 加藤千代美 「はちらぼ」独自の判断だということでございますけれども、「はちらぼ」については、運営上もいろいろまだまだ問題があるし、そういう点をしっかり吟味して運営してもらいたいと思います。これ以上の赤字を出してもらっては困るので、そのへんをしっかりと認識してもらいたいと思います。

以上が私の質問です。終わります。

議長 伊藤秋雄 これにて1番 加藤千代美君の一般質問を終わります。
次に、4番 北嶋賢子君の一般質問を行います。はい、4番 北嶋賢子君。

4 番 北嶋賢子 日本共産党の北嶋賢子です。議席は4番となっております。
加藤議員さんの質問が1時間いくのかなあとと思って予定してましたんで、ちょっと早めに終わったのでビックリしました。

それで、私の質問なんですけど、今、加藤議員と当局のやり取りを聞いてまして、ちょっと勇み足だったかなあと。そのように思いましたけれども、1・2と、あと、二つ通告しましたので、これをやらせていただきます。

1番として、「若者たちに活動の拠点を」と言うのは、「はちらぼ」が閉まった段階で、これから先のことを考えてと思って提案をしました。私は、「まちづくり活動センター」に期待をしたいと思っています。

以前は町の中にカルチャーセンターがありました。旧「はちらぼ」を、そのカルチャーセンターの様に扱いは出来ないでしょうか。これが大きな問題点の一つです。

昔、JR中央線に三鷹駅の近くに「山の音」という喫茶店がありました。私の勤務していた会社の寮には約100名の女性労働者がいました。企業にとっては働く者同士が仲良くなれないように粗探しを指示したり、あの手この手でやってきます。でも仲良く働いた方が仕事もはかどります。喫茶店「山の音」が私たちのたまり場でした。一杯の

コーヒーで一時間もネバル私たちが黙って見守ってくれたマスターに感謝でした。話し合うとアイデアや要求が生まれます。男性労働者たちから「女子はよくやる」って言われました。今はジェンダーが問題視されてますが、女の人がシッカリしないと。当時は男の人には出世欲があるので、女性がまとまと大っきな事が出来たんです。それをまとめるのが私の役目でした。だから春闘のベースアップはABCの、私はDランクだったんです。でも、とても仕事が楽しかった。「工場の中を風を切って歩いている」と、よく仲間に言われました。隙を見せると楔を打たれます。ですから、言うことを言う分、人の倍は仕事をしてきたつもりでした。ですから、すごく気を張って工場の中を歩いていたから、おそらく「賢子さんは工場の中を肩で風切って歩いている」、そのように見ていたと思います。そして、後輩たちが結婚しても会社を辞めずにガンバル様になりました。今は青年団等も無いですけれども。

旧「はちらぼ」が気の合う仲間たちと町の事や、暮らしの事を話し合う場になればと思う。それで、「まちづくり活動センター」に期待をしたいと思って、この提案しました。

さきほど、加藤議員さんとの話の中では、まだ解決していないから、これ勇み足だったかなという反省点があります。でも、やっぱり閉まったきりじゃあ先に進まないし、だから先に進めるためにも今度できた「まちづくり活動センター」の皆さんには期待をしたいと思います。これを1番としました。

2番目は、「図書館について 本の充実が人が人を呼ぶ」と題しました。

電車の中で元八郎瀧小学校の校長先生にお会いしました。「ゆっくりと調べ物をしたから市内の図書館に行く」と言っていました。「今度出来た八郎瀧町の図書館にも勉強部屋がありますよ」と伝えますと、「今度から利用する」と答えてくれました。

二男の家族が追分に住んでいます。「はちパル」が駅前なので電車時間も気にしないで勉強が出来るので、すごく便利だと孫たちに人気でした。ところが、高校に進んだら来なくなりました。「どうして来ないんだ」って聞いたら、そしたら、「本が少ないから物が少ないから、調べたい本が無いから行けない」と言うのです。高校受験や子ども向けだけでなく各界の専門書も増書したらもっと来館者が増えると思います。私も数年前に図書カードを作りましたが現物がありませんでした。興味を持つと、？クエスチョンマークが付くと、どこまでも行くような性格なので。小泉瀧の博物館や金沢市の歴史博物館まで行ったことがあります。

本が豊かになると人の口から人へと渡っていきます。知は、その人の財産になります。増書がその手助けになればと思うのですが。そう思いまして、この二つの二項目の質問をさせていただきました。ご答弁、お願いします。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 北嶋議員のご質問にお答えいたします。
ご質問は、「まちづくり活動センター」1階の空き店舗について、若い世代の皆さんが気軽に集える場として活用出来ないかとの趣旨の質問だと認識しておりますけども。
ご承知のとおり「まちづくり活動センター」1階部分につきましては、昨年11月末から空き店舗となっております。

若い世代の皆さんが気軽に集い、町の将来や日常について話し合い、交流を図ることは重要であると認識しておりますが、今後につきましては、商店街の活性化に資するため7月を目処にテナントを募集する計画としておりますので、気軽に集える場としての活用は考えておりませんことを、ご理解いただきたいと思います。

議長 伊藤秋雄 はい、伊藤教育長。

教育長 伊藤暢 北嶋議員のご質問にお答えします。
議員がおっしゃるとおり、本は知識の源であり、豊かな人生を過ごす上で欠かせないものであると考えます。

身近な図書館に、利用者が読みたい図書、あるいは調べたい資料が何でも揃っていれば大変理想的であり、そうなれば図書館を利活用する人は確実に増加し、図書館が知識を育む拠点として大いに活性化することと思います。

しかしながら、どこの図書館においても、図書館の規模や本の収容能力、購入する予算等に限度があるため、所有できる本の冊数には限りがあります。

ちなみに本町の図書館の場合、現在の収容可能な冊数、約34,000冊に対し、令

和5年度末の蔵書数は36,336冊となっており、収容可能能力を超えております。

また、図書館の利用者は、幼児からご高齢の方まで幅広い年齢層の方々であり、図書館を使用する目的や求めている本、及び資料の種類は千差万別でありますので、全ての利用者の希望に応えることは、単独の図書館では不可能です。

それでも、少しでも多くの方のご希望に沿った本や資料を用意するために、町立図書館では様々な工夫をしております。

その一端を紹介いたします。

一つ目は、「レファレンスサービス」、レファレンスサービスです。これは、利用者の皆様から寄せられた本についてのご質問に対して図書館職員が調査して答える、というものです。例えば、願人踊の歴史について調べたいという希望があるとき、窓口の職員に問い合わせただければ、すぐに調査して回答いたします。昨年度、このサービスの利用者数は、1,244件でありました。

二つ目は、「図書リクエストサービス」、図書リクエストサービスです。これは、今は置いていない本でも、利用者のリクエストに応じて購入を検討するというサービスです。昨年度の申込件数は21件だったそうです。

三つ目は、「相互貸借サービス」、相互貸借サービスです。これは、利用者の読みたい本が無かった場合でも、その本を他の図書館から取り寄せて、その利用者に貸し出しするサービスです。秋田県立図書館や県内の図書館の蔵書検索を行って、貸出利用条件に合えば、そこから取り寄せて利用者に貸し出します。昨年度の申込件数は、184件でありました。

さらに、北海道と東北6県、そして北日本地区の図書館からも取り寄せるシステムもあります。特に高価で稀少な専門書など、一般的な地域の図書館では所蔵されていない本を探す際には、このシステムが大変役立ちます。

以上、利用者のニーズに応えるための工夫の一部を紹介いたしました。町立図書館では、限られた予算の中から専門の図書館職員が地域の皆様に役立つ本を選書して、提供しております。利用者の皆様にはお気軽に活用していただきたいと思っております。

しかし、こういったサービスを行っているっていうことを、利用なさっている全ての皆様が知っている訳ではありません。これは、PR不足が要因の一つであると思われまますので、今後課題として早急に対応してまいります。

今後も地域住民のニーズを把握し、より多くの方のご要望に応える蔵書収集を進めるとともに、情報を適切に発信し、この地域ならではの、住民に愛される図書館をつくる努力をしてまいります。それが、議員からご指摘をいただきましたように、本が人と人とを結びつけ、賑わいを呼ぶことにつながるものと確信しております。以上であります。

議長 伊藤秋雄 はい、北嶋賢子君。

4番 北嶋賢子 はい、ありがとうございます。今、教育長さんから一、二、三と話をされました。二番の「リクエストサービス」があるっていう話聞きました。今、私ね、見たい本が二冊あるんですよ。それ一つは、市毛良枝さんの「73歳、ひとり楽しむ山歩き」、もう一つは、昭和の大横綱大鵬の、んーと、これは…んーと、人としての精進こそ品格を上げる、誠実であり、責任感であり、人としての優しさや思いやり、強いからこそ下の者をいたわり鍛えるっていう著書なんです、大鵬の。書いた著書ね。ですから、この二冊は是非とも読みたいなと思っております。図書館作るとは、私の夢でした。秋田に来た時まだ図書館無かったので、図書館があればなあと思って。そして、駅前に「はちバル」が出来た時に、私は共産党なんだけれども、その「はちバル」の当初予算に賛成討論しました。ビックリされました。共産党が賛成討論したっていうことでビックリされましたけども、図書館が欲しかったんです。前々町長から、来た当時、八郎潟町に図書館が無いので、ということで図書館が欲しくて欲しくていたところに図書館の提案が出来たその当初予算には賛成討論させていただきました。後にも先にも賛成討論したの、これ、長いこと議員やってるんですけども、賛成討論したの、これ初めてです。

あとね、市毛良枝さんが73歳でも山歩きしてます。それで、2~3日前にテレビ見てたら夕方の「こまち」で、秋田北高の山岳部やってました。まあ、私も山岳部だったから懐かしくて、それを見てましたけれども。今でも気象通報を聞きながら畑の草取りをします。そうすれば、頭の中に天気図を描くことが出来るんです。これはやっぱり高校の時に徹底して天気図の作り方を徹底して指導され鍛えられたから出来ると思うんですけども。そうすれば次の日に、阿仁のゴンドラに向けて天気予報をね、頭の中に入れて走ると、その時に大館の中学生が遠足に来てて、「おばあちゃん、何歳ですか」って聞かれました、子供達に。「73」って言ったら、「えー、73だって」って子供

達がすごく驚いてました。ですからね、自然を愛する気持ちと、そして町を愛する若い人の気持ち、活動センターの皆さんにも応援したいし。私は、もう歳なんだけれども、今後の若い人達に期待をして、これからの図書館がもっと充実になるように期待をして、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長 伊藤秋雄 これにて4番 北嶋賢子君の一般質問を終わります。
次に、5番 石井清人君の一般質問を行います。はい、5番 石井清人君。

5番 石井清人 5番 石井清人です。一般質問をさせていただきます。
今回は二つ程、お願いいたします。
一つ目、「マイナンバーカードと健康保険証の一体化とマイナンバーカードを使った町民の利便性の向上を図る方策」の提案でございます。
国は昨年暮れにマイナンバーカードと健康保険証を一体化して「マイナ保険証」にすることを決定しております。
たいして便利さが感じられないマイナンバーカードですが、国はこのカードの普及に躍起になっています。たどりついたアイデアがマイナンバーカードと健康保険証の一体化と思わざるを得ません。今後は運転免許証との一本化も取りざたされています。
町ではこの後マイナ保険証への切り替えを広報でお知らせしていくと思いますが、いったいどのような手順でマイナ保険証になるのか議会だよりを通じて周知したいと思います。インターネット情報では自分でマイナ保険証一体化をする方法も出てますけども、町民はどの程度知っているものでしょうか。おそらく私の思い込みですが、マイナンバーカードと健康保険証を持参して役場に来れば、役場でやってくれるのではないかと考えている町民が多いのではないのでしょうか。そして気になるのは健康保険証廃止後の「資格確認書」の発行です。マイナンバーカード自体を持っていない人、マイナンバーカードを持っているが健康保険証との一体化をしていない人は当然「資格確認書」が必要になります。これは最長5年間有効です。しかしマイナ保険証になった方でも医療機関の中では読み取り機を置いてなかったり、故障する場合もあるのでないでしょうか。その場合は「資格確認書」があればよいです。そういうことを考えると国保加入者全員に、全員だすよ、「資格確認書」を発行したほうが良いと思うのですが、いかがでしょうか。
次にマイナンバーカードの普及をすすめるためにはカードの便利さ、利便性を追求しないといけません。その一つに住民票とか印鑑証明、さらには納税証明書などのコンビニ交付があります。マイナンバーカードを使ってコンビニで早朝、夜間、土曜日、日曜日、休日にかかわらず各種証明書が受け取れるとなれば普及はもっと進むでしょう。例えば、秋田市あたりに通勤している人は朝早く出て夜に帰ってきます。平日の日中に役場に来るといのはなかなか大変です。わざわざ休暇を取って役場に来ないといけません。その点コンビニ交付が出来れば秋田市にいながら証明書が受け取れます。コンビニがいっぱいありますからね。まさにマイナンバーカードの利点です。
コンビニ交付ほどの便利さはないが、自動交付機を設置するという選択肢もあります。仮に「はちパル」に設置すれば平日は夜8時まで、土曜、日曜、休日の交付も可能です。このような町民へのマイナンバーカードを使った利便性の構築の方法がありますので当局の考えをお聞きいたします。以上が一つ目の質問です。

次に二つ目の質問に入ります。

「八郎潟中学校の卒業式に『仰げば尊し』を歌えばよいと思う。新教育長さんの教育観をお伺いします」

3月に八郎潟中学校の卒業式に参列しました。卒業する生徒さんが名前を呼ばれ壇上に上がりしっかりと卒業証書を受け取る姿を見て中学校3年間で立派に成長したなど、うれしく思いました。

生徒さんが一人一人、中学校での思い出を語る時、感激で涙声になる子供もいて、私もジーンときてしまいました。先生の指導、友達との交流、勉強のこと、部活のこと、いろいろなものが、その時湧いてきたのでしょうか。

私も小学校、中学校、高等学校時代を振り返れば一番思い出多いのが中学校です。先生も多彩であった。英語の先生は聴き取りが悪いと、耳くそたまっているのではないかと行って耳穴をのぞいてしっかり復唱するまで一生懸命教えてくれました。理科の先生は万年筆がインクを持ち続けるのは毛細現象か、表面張力かと生徒に議論させました。跳び箱ダメ、持久走ダメで運動音痴の私は内申書が悪いのを覚悟していたのに体育の先生はそうではなかったようで、おかげで高校受験は受かりました。良く評価してくれたんでないかと思います。悪いことをすれば職員室に呼ばれてお灸をすえられて、それで

勉強も生き方も少しづつ良くなったかもしれません。先生はありがたいと今でも思います。

卒業式の最後では、今どきの歌を全員で歌いました。それもいいのですが古くてもいいもの変わらないのは「仰げば尊し」です。私の長女が高校卒業式で最後の歌は「仰げば尊し」でした。先生との別れ、友達との別れを歌うにつけ私も感動し涙が頬を伝ってしまいました。

歌詞が古いとか、難解で理解しがたいとか、先生への恩を強制するとか、いろんな議論や考え方がありますが、私は「仰げば尊し」は卒業式にふさわしい歌だと思います。私は今まで世界17カ国を見てきましたが、日本人ほど礼儀正しく、親切で思いやりがあり、温厚で人を大切にする民族はありません。「仰げば尊し」こそ日本人にふさわしい、前途ある生徒の卒業式にふさわしい歌だと思います。新教育長さんの教育観を伺います。

以上、2問の質問であります。よろしくご答弁お願いいたします。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 石井議員のご質問にお答えいたします。

マイナンバーカードを健康保険証として登録する方法としては、スマートフォンにて「マイナポータルアプリ」を起動し、「マイナンバーカードの健康保険証利用申込」をタップし、利用規約などを確認後に案内に従って進み、マイナンバーカード交付時に設定した4桁の暗証番号を入力し、スマートフォンでマイナンバーカードを読み取って申し込みが完了となります。また、セブン銀行のATMからも利用登録が可能となっております。スマートフォンをお持ちでない方、操作に不安がある方は、役場で職員のサポートを受けながら登録を行うことも出来ます。

「資格確認証」の発行については、オンライン資格確認システムより連携される対象情報を活用し、マイナンバーカードを取得していない方、健康保険証の利用登録をしていない方などに交付することになっております。また、マイナ保険証保有者に対しては、「資格情報のおしらせ」を交付することになっております。医療機関でマイナ保険証の対応が出来ない場合などは、スマートフォンをお持ちの方は、マイナポータルへログインし、資格情報画面をマイナ保険証と共に提示し、スマートフォンをお持ちでない方は、送付された「資格情報のおしらせ」をマイナ保険証と共に提示することで受診可能となります。

コンビニ交付についてですが、導入すれば町民の利便性は確実に向上し、窓口業務の負担軽減が図られると思いますが、初期導入費用やランニングコストに多額の費用が必要となることから、導入市町村の状況を参考にして検討してまいりたいと思います。なお、住民票、印鑑証明書の発行に関しては、平日に電話受付をし、休日等に受け取れる休日交付を実施しております。

議長 伊藤秋雄 はい、伊藤教育長。

教育長 伊藤暢 石井議員のご質問にお答えします。

中学校の卒業式は、中学校3年間、ひいては義務教育9年間の集大成であり、これまで共に育ってきた仲間と共に、学校生活を通して身に付けてきたこと、成長を遂げた自分を見つめ、晴れ姿を保護者や後輩、先生方、ご来賓の皆様、地域の皆様に見ていただき、感謝の気持ちを伝える場でもあります。従って学校では、あらゆる学校行事の中でも重要なものの一つであると位置づけております。

議員がおっしゃるように、こうした儀式における歌唱は、送る側と送られる側の心が高ぶり、共鳴し合い、大きな感動を呼ぶものであります。

「仰げば尊し」は、我が国で歌い継がれてきた名曲であり、旅立つ者の心情、恩師や友、学び舎との別れを惜しみ、感謝を伝え、新たな旅立ちの決意を表す、卒業式の定番中の定番でありました。文語の歌詞ですので、やや難解ではありますが、その歌詞の奥深さと、別れの心情が心に染みるようなゆったりと味わい深いメロディーは、日本の宝として後生に残していくべきものだと思います。

ところで、令和5年度の卒業式で中学校3年生が歌った曲は、GREENの「遙か」という曲でした。これは、最近の卒業式における定番の曲の一つであり、八郎潟中学校でもここ数年幾度か歌われてきております。旅立つ者の決意と寂しさ、家族への思いと感謝、より大きく厳しい世界に出て行く卒業生の気持ちを代弁しているかのような曲です。

では、どのような経緯でこの曲が選ばれたのでしょうか。「定番だから」とか、「好きなグループの歌だから」といった理由で選ばれたものではありません。卒業生と学年部の先生方、音楽担当の先生それぞれが一生懸命曲を探し、互いに持ち寄って、十分に議論を重ねた上で、自分たちの卒業式に相応しい、記念になる曲として最終的に選ばれたものがこの曲なのだそうです。自分たちで納得して選んだ曲ですから、思い入れが違います。そして、自分たちが決めた曲だからこそ、思いが聴く者の心に届き、感動を与えるものだと思うのです。

3年生が歌う曲をもう1曲追加するという案があるかもしれませんが、週1時間しかない音楽の時間に、新たな曲を追加することは、練習時間の確保が困難ですし、盛り込みすぎるとどうしても楽曲の質が低下してしまい、感動も薄れてしまうかもしれません。

「仰げば尊し」は価値ある楽曲ではありますが、それが、卒業式の主役が主体的に選んだものでなければ、彼らにとって一生に1回だけの中学校の卒業式には、相応しいとは言えないと思います。ここはやはり、幾歳月、教えの庭や学びの窓で、苦楽を共にしてきた生徒と先生方が共に選んだ1曲がベストでしょう。

よって、教育委員会としては、この先も卒業式で歌う楽曲を指定するつもりはなく、学校の選択を静かに見守ってまいる所存であります。何卒ご理解をお願いいたします。

議長 伊藤秋雄 はい、5番 石井清人君。

5番 石井清人 再質問をさせていただきます。町長さん、いま答弁したように自分でやれる方法ネットでも出てますけども、これはなかなか今どきの若い人がたはいいいんだけども、高齢者はなかなかスマートフォンにポータルアプリを使ってって言ったって、ポータルアプリって何だかってとかね…なかなかね。セブン銀行はコンビニさ行けばあるんだけども、これもあれで…。パソコン使えばいいんだけども、リーダーが必要だと、カードリーダーだかな、必要だと。なかなか難しい。なので、いま町長言ったとおり役場でやってくれる、今もやってるんだけども。役場に来ればやってくれるという答弁が大変ありがたかったです。これ、町民にお知らせすれば、来て増えると思う。この答弁ありがとうございます。本当に役場、親切でいいなと思います。これ本当に、町民の皆さん是非やってくれればいいと思います。

私がつ議員は、年4回、この場で町民の代弁、代表として意見申し述べる機会が4回あるので、私は本当にこれ嬉しくて思ってるんだけども。今回も13区の方から、「潟上秋田辺りはコンビニから住民票取れると。八郎潟もやれないのか、是非まずしゃべってけれ」ということで頼まれてしゃべったんだけども。

そこでまず担当課長さんに聞くんだけども、コンビニ交付、大変便利です。でも金かかるんですよ。実は、この質問、令和4年の12月議会で京極議員も聞いてるんだ。多額の経費っていうんだけども、担当課長分かるべがな、初期投資でどの位の額が掛かるのか具体的にこう教えてもらいたい。やっぱり、費用対効果なんだな。で、私、町民から聞いてけれって言われてるけども、まあ、聞くには聞くんだけども、丸呑みして聞いてるわけに…疑問点もあるんだ。初期投資、経費と効果だな。私の息子いる横浜は360万の人口なんだすものな、市内だけで。秋田県の人口90万人の4倍が横浜に、これはコンビニ交付格段に効率がいい。分かるんだけども。果たして、この八郎潟町4キロ四方の小さい町で、効率が出るか。具体的に金額分かったら、課長教えてけねすかな。そこ、再質問で聞きたい。

議長 伊藤秋雄 はい、住民生活課長。

住民生活課長 畠山孝直 改めてコンビニ交付について業者の方から見積もりをいただいております。初期導入費といたしまして、約2,200万円でございます。あと、ランニングコストとしましては、サービス利用料が月額約34万円、年間にしますと約408万円となります。

また、その他にJ-LIS（ジェイリス）、こちらは地方公共団体情報システム機構と言いますが、こちらへの負担金が年額69万1千円、あと、コンビニ手数料につきまして1件当たり117円の手数料が掛かることとなります。以上でございます。

議長 伊藤秋雄 5番 石井清人君。

5番 石井清人 はい、ありがとうございます。やっぱりあの、お金は掛かりますね。町の財源が潤沢で、金がいっぱいあって、何でもやれるっていうんだば、手出していいんだけども、やっぱり限られた予算の中で何さ向かうかっていう時に、やっぱりこの初期投資が2,0

00万、年間400万を金掛けて、この4キロ四方の小さい町でコンビニ交付さ手出さかっというところは、やっぱりよく検討しないとイケない。提案しながら、こう否定するようでおかしいんだけど、よく検討して欲しいと思います。この事情もね、町民の人がた分かれば分かってくれると思います。

もう一つ疑問なのは、マイナ資格証発行するんだけど、ナンバーカード無い方、マイナ保険証やってない方は資格証必要だ。でも、マイナ保険証にした方は除外されるんだけど、逆に言えば、マイナ保険証にした方は役場で把握出来るのかっという疑問がある。せば、それを除外して私がやったっというのは役場で把握出来れば、除いてもいいんだけど、把握出来なければ結局全員さ出すことになるんでないかっという疑問があっって言ったんだけど。そこのところですね。そこのところ今、担当課長もし分かったらしゃべってもいいし、分がねば、しゃべねてもいいし。

それから、もう一つ聞きたいのは、コンビニ交付した時に手数料の差額が出るというあたりの疑問点も担当課長分かったら教えてけねすかな。と言うのは今、住民票の交付は1件250円だったかな。そのくらいだと思ってる。ところが、これは窓口交付の手数料だ。ところが、コンビニ交付なると手数料掛かるから会社から経由してくる町へ入金するのは差っ引かれて200何十円なるんだな。そうすると条例で規定した手数料が入ってこないとなれば二重料金なるんだものね、二重料金。こういう現実があるんだ。仮に向かった場合、こういう現実をどうするか、そこちょっと疑問なので分かったら教えてけねすか。

議長 伊藤秋雄 はい、住民生活課長。

住民生活課長 畠山孝直 まず、一点目のご質問ですけども、その誰がマイナ保険証を持っているかっということなんですけども、そちらにつきましては、いわゆる実施機関、国保でいけば国民健康保険中央会になると思うんですけども、そちらのシステム改修の方を国でやってくださいっというように促しているようです。それによって、今年の10月頃から順次その情報は各市町村へ提供されるというふうな、今の状況でございます。

手数料につきましては、確かに議員おっしゃる通り、コンビニ交付と窓口交付で手数料を分けている事態があります。全て私調べたわけではございませんけども、中にはマイナンバーカードの交付の、取得の促進、またコンビニ交付の利用促進するために逆に窓口交付より手数料を下げてる自治体もございます。そういう導入市町村の自治体の状況も十分参考にしながら、この後のコンビニ交付の導入に向けて検討していきたいと思っております。以上でございます。

議長 伊藤秋雄 はい、石井清人君。

5番 石井清人 うん、マイナ保険証の取得情報は把握していけると思うんだけど、それから窓口交付の料金収入については、これはまず二重料金なっちゃうかもしれないんだけど。まず、コンビニ交付の料金が下がるという現実はあるんだけど、都市部では、ね、コンビニ交付やったほうが役場の窓口に来て混まないし、手っ取り早いから、これは料金少なく入っても便利だということはあるかもしれません。でもまあ、これ課題だから、よく検討しないとイケない。導入するってばね。で、何回も言うんだけど、初期投資と年間経費、金掛かるから十分検討して欲しいと思う。町長も、やってない仕事もいっぱいある。例えば0歳児から2歳児の完全保育無料化も課題だからね。金掛けるってば何さ金掛けるか優先順位付けてやらないとイケないから。

それでまず、もう一つ確認したいんだけど、自動交付機の設置だな。これ、コンビニ交付やると自動交付機は無くなってくる。でも、何もやってない所は自動交付機の設置も有効なんだ。今、八郎潟では平日に受け付けして土日交付するから休日交付あるんだけど、自動交付機の設置っというのは、どうだかな。担当課長あたり、町ではどう考えているか、そこあたりもうちょっと一つ…

議長 伊藤秋雄 はい、住民生活課長。

住民生活課長 畠山孝直 自動交付機の導入について見積もり等もらったことは無いんですけども、コンビニ交付導入すると同じくらい初期経費掛かるんじゃないかなあと思われま。やはり今の状況見ますとコンビニ交付の方が休みの日、休日でも交付利用出来るということで、そちらの方が今やっぱり便利なのではないかなという考えでございまして、導入するとすればコンビニ交付機の方が、導入の方がまず優先されるのではないかと考えております。

5番 石井清人 議長、再々々質問、許可してけれ。再々々質問。

議長 伊藤秋雄 再々々質問なるす。

5番 石井清人 許可あれば、やるにいいがら。許可してけれって。

議長 伊藤秋雄 はい、5番 石井清人君。

5番 石井清人 はい、教育長さん、ありがとうございます。まず、子供さんが何を歌うかってことだから、これまずね、あまり口出しすること無いけども。「仰げば尊し」も良い歌だし、そのG R e e e Nだっけが、その歌も良いのだから、まあ、子供さんが良いとなればね、いいと思います。で、「仰げば尊し」別れの歌なんだけども、私、思うんだけど、別れの歌なんだけども最後のフレーズ、えーと、何だっけが…「今こそ別れめ、いざ、さらば」これ、別れの歌なんだけども、友達の別れでも、これから新しい道を踏み出すよって、頑張るよっていう、ここが私は頑張る歌でないかなあと、うん。新しい世界に飛び込む、みんなとさよならするんだけれども、次のステップだよと。「いざ、さらば」ここあたりが良い歌で、感動するんだよね。教育長さん、ありがとうございます。これで、質問終わります。

議長 伊藤秋雄 これにて5番 石井清人君の一般質問を終わります。次に2番 小柳 聡君の一般質問を行います。はい、2番 小柳 聡君。

2番 小柳 聡 2番の小柳です。先週ちょっと体調崩しまして、元々お聞き苦しい声なんですけども、ちょっと更に拍車を掛けたような声になりましたことをご容赦願いたいと思います。

本日は二つの質問項目でお話をさせていただきたいと思います。

一つ目、「SNS発信の効果を高めるために」という項目でございます。

過去にも再三とSNS発信の重要性を訴えてまいりましたが、今回も関連した話題となることをご容赦いただきたいと思います。当町のFB（フェイスブック）等も発信をしていないわけではございませんけども、行き届いていないのではないかと、といったところが浮き彫りになっているように感じており、ここで軌道修正を一旦試みるタイミングではないかと感じましたので、

この度取り上げたいと思いました。それが何故このタイミングかと言いますと、やはりオリンピックが控える中で町としての発信がここからの数ヶ月とても重要になると感じているからでございます。

本町のフェイスブックページはフォロワーが48人、現X（旧ツイッター）に関してはフォロワーが147人となっております。ここで、近隣の五城目町や井川町を例にとって比較をしてみたいと思います。五城目町フェイスブックページ1,630人、インスタグラム1,458人、現X1,081人でございます。井川町はフェイスブックページ651人、インスタグラム1,571人、現Xは138人という数字でございます。これらは全て5月14日時点の数字でございます。八郎潟町のフェイスブックページに関しては過去に400人前後はいたと記憶しておりますので、これはアカウントを作り直したことによるものなのか、そういった関係でフォロワーが減ったものだと理解しておりますけども、今の現状のままで発信を続けても届く範囲は限定的で効果としてはなかなか上がってこないのではないかなあといったことが想像できます。

まず試みていただきたいのがフォロワーを増やす仕掛けを作っていただくことです。有益な情報が流れていると認知されれば必然とフォロワー数も増えてくるものと思いますけども、現状を考えれば枝のように広がる仕組みが魅力であるSNSの根幹の部分がやせ細っているような状態でございます。

そこで質問です。広報やHP（ホームページ）なども駆使して「フォローしてください」というところから地道に呼び掛けをしてはどうかっていったところをお伺いしたいと思います。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 小柳議員のご質問にお答えいたします。町の公式フェイスブックは、議員言われるように、当初のアカウントが使用出来なくなったことにより、令和4年9月に新たにアカウントを取り直しており、5月末におけるフォロワー数は56人となっております。

これまでの対応としては、情報発信の低さの解消策として、以前は、総務課の一部の職員が各課からの依頼を受けて情報を発信しておりましたが、新しいアカウントにしてからは各課職員が担当課長の了解を得て発信できるように変更しており、以前よりはアップロードの回数は増えております。しかしながら、フォロワー数の増加につながっていないことから、今後は更に、フォロワーの興味・関心を引きつけるような情報発信に努めると共に、町広報やホームページでもPRしていきたいと思っております。

議長 伊藤秋雄 はい、2番 小柳 聡君。

2番 小柳 聡 はい、ただ今、各課で発信しているっていったところもお伺いしました。ちょっと今ここで、私も八郎潟町の志田千陽選手の応援看板が出来た際の八郎潟町の公式ページ、フェイスブックページの投稿をシェアをして、改めてフォローのお願いをしてみました。が、やっぱりそれでも私自身の影響力というものも、まだまだ未熟でございますし、その投稿をした感じでは2名増えたかどうかといったところでございます。ただ、昨日の時点では今、町長がおっしゃったように56人まで達しておりましたので微増はしているのではないかというのが現状であろうかと思っております。こういった小さな動きを行政に携わる関係者が少しずつでも増やしていくことが出来れば、その輪が大きくなっていくのではないかと考えております。今、各課で発信といったお話しがございましたけども、ちょっと感じるのが保健課とか福祉課とかの方はちょっと強いですけども、例えば産業課の方がちょっと担当職員が得意な人がいないとかいうことがあったりして発信がバラツキがあるのではないかと考えております。ちょっと、そこだけ、じゃあ、答弁お願いします。

議長 伊藤秋雄 はい、総務課長。

総務課長 村井健一 バラツキは、あると思います。

議長 伊藤秋雄 はい、2番 小柳聡君。

2番 小柳 聡 はい、ありがとうございます。この5月という時期だけを切り取ってもですね、願人踊の話題や田んぼアートの話等、町内外の多くの人に発信できるメニューがありながら実際には告知等の発信が見当たらなかったと。どこまでが町のイベントと考えるかという視点は最後に議論したいと思っておりますけども、実はこういった誰にでも幅広く案内できる話題というものがユーザーにとっては共感を持ちやすく「シェア」をしてもらいやすい話題であると考えてます。

例えば、願人踊の話題を町のFBページで投稿した場合、それを見た私がまず関係者としてシェアをしたくなります。私がシェアをすることで私のフォロワーに伝わって、その中で願人踊を好きなユーザーは私がシェアした投稿をシェアするか、元投稿の八郎潟町の投稿に戻ってシェアをするという可能性が生まれてきます。このように共感を得やすい話題を提供していくことで認知度も上がっていくものと考えてますけども、「町の話題」として取り上げる基準を広げて各種団体の行事も積極的に取り上げるべきではないかと考えてますけども、そこに対して見解を伺います。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 町公式SNS運用方針では、行政情報のほか、町内の出来事等についても発信していくこととしていますので、公告や宣伝といった営利を目的とするものなど公序良俗に反しないものについては、出来るだけ発信していきたいと考えております。

議長 伊藤秋雄 はい、小柳聡君。

2番 小柳 聡 まず、前向きなご答弁ありがとうございます。ちょっと実際に私、去年は災害支援のふるさと納税を実現していただきまして私自身、町の公式SNSで上がるのを待って私は、それをシェアしていました。何故待って投稿したかという、町の公式という冠が付くだけで、やはりその信頼度は上がりますし、私個人が只お願いをするだけでは公式の案内をシェアする方が、それ以上によりリアリティーだと思われると判断したからでございます。私はそれに自分の思いを加えるだけで、町のお願いと私のお願いが一度に届けられる事が可能になったりします。実際に私のコメント欄には、複数の方から寄付の申し出がございまして、少なからずそういった効果も実感をしているところでございます。

その流れで、6月29日には例えば志田千陽選手の壮行会が予定されていると思います。月末ということで広報7月号には、その模様が掲載されることは難しく、タイムリーに情報を届けるとなればHPやSNSを上手く活用しなければいけないと考えます。また、オリンピック期間は町が一体となって盛り上がるチャンスでもあると考えます。タイムリーな情報をなるべく多くの人に届けていくことが出来れば、そういった気運も上がってくるのではないかと考えます。

そこで、ちょっと先ほどの質問に関連しますが、オリンピック関連の話題も積極的に発信をしていただきたいと思いますと考えますが、見解をお願いします。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 志田選手のパリオリンピック出場は、町にとっても32年ぶりであり、加えて、メダル獲得も充分、期待出来ると思っております。町内外問わず、皆さんで最大限の応援をしていきたいと考えておりますので、積極的に発信はしていかなければと思っております。

議長 伊藤秋雄 はい、小柳聡君。

2番 小柳 聡 積極的に発信をしていただきたいと思います。まず、志田千陽選手の広報会報等でも組み合わせが決定次第、後援会公式Instagramや町の広報等でお知らせしますと書いておりますので、町もSNSも積極的に使ってスピーディな情報発信をしていただきたいと思います。

特にトーナメント戦になると、次の試合の日程というものが、そこを一番伝えるのが大事だと思いますので。また、パブリックビューイング等を実施するなら尚更、試合の日時というものを周知することが大事であると思っておりますので、そこは重ねてお願いをしておきます。

昨年の6月議会でも私自身がSNS関連の話題も少し出しましたが、その時Instagramを重視してはどうかと訴えをさせていただきました。今現在はInstagramは町の公式SNSとして活用されなくなっております。他市町村を見回せばInstagramを積極的に活用する自治体が増えている中で、なぜ当町はInstagramを止めたのか、といったところが、ちょっと疑問に思いましたので、Instagramを止めた経緯、また理由等があったら、お伺いしたいと思います。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 まずはじめに、本町ではInstagramを活用したことはございません。フェイスブックとエックス（旧ツイッター）を町公式のSNSとして活用しております。

Instagramは、比較的若年層に人気があり、特定の年齢層に情報を発信する場合には適していると思っております。一方フェイスブックは、広範囲な年齢層に利用され、多くのユーザーに利用されていることから、効果的なプラットフォームであると考えております。

議長 伊藤秋雄 はい、小柳聡君。

2番 小柳 聡 公式…、まあ、ニャンパチのInstagramはあったと記憶してるんですけども、それは町は関与してないという認識でよろしいでしょうか。

議長 伊藤秋雄 はい、総務課長。

総務課長 村井健一 ニャンパチのSNSは、X（旧ツイッター）だと思っておりますけども。あるんですか？インスタ。

議長 伊藤秋雄 はい、小柳聡君。

2番 小柳 聡 はい、えーと、あったと私は認識しております、えー、まあ、はい、あの、あったと思います、はい。まずじゃあ、それはちょっといいです。

ただ、あの、ええとですね、じゃあ何故このInstagramの話題を出したかという、実際に担当する職員が日常的に使っているSNSをやった方が一番伝わる媒体なのではないかなという視点で一応この質問をしたんですけど。じゃあ、ちょっとその、そ

ういった経緯、そこだけちょっと、実際にSNSを担当している職員が普段使っているSNS、要は自分でアカウントを持っているSNSを使うのが一般的な、何だろう、伝わっていく媒体になると考えますが、そこはどうでしょうか。

議長 伊藤秋雄 はい、総務課長。

総務課長 村井健一 先ほど町長の答弁にもありましたけども、以前は総務課一括で発信しておりましたけども、今それを各担当課長の了解を得た上で発信出来ると。ただ、職員の中でも、そもそもSNS、インスタなり、フェイスブック諸々やってない職員も結構おるようです。だから、小柳議員は日々活用しているインスタと申しますけども、職員によっては実際やってない方も結構おります。ただ、確かにインスタグラムにつきましては、結構最近そちらの方が多いのかなあという感じは私も受けておりますけども。それが完全にダメなわけではなくてフェイスブックとX、ツイッターもあるわけですので、それらを三つ四つと広げていくのがいいのか、あるいは、どれかに絞って発信の内容充実していくのがいいのか…いずれにしてもこれは、情報発信委員会の中でいろいろ検討していかなければならない課題の一つだと考えております。

議長 伊藤秋雄 はい、小柳聡君。

2番 小柳 聡 はい、まあ、これはですね、まず、今、インスタとフェイスブックは連携も出来ますし、なおかつ情報拾いに行く層というのがやっぱりインスタの方が伸びているのではないかなと私自身は感じておりますので、ちょっとそこは検討していただきたいと思えます。

先ほどとちょっと関連してくるんですけども、当町の継続的に行われているイベントを、先ほど前向きな答弁いただいたんですけども、裸参りに始まって、祭典、願人踊があります。そして田んぼアート、そして一夜市や一日市盆踊りなど当町にはいろいろな伝統行事や人気イベントが存在しております。これらのイベントは町の行事としてHPやSNSで、どんどん取り上げていただきたいと思っておりますけども、町がイベントを取り上げる際に設けている判断基準等はあるのかっていったところを、ちょっと先ほどの質問と関連するかもかもしれませんけども、もう一度ご答弁お願いいたします。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 先ほどとちょっと同じくなりますけれども、町公式SNS運用方針では、行政情報のほか、町内の出来事等についても発信していくこととしていますので、公告や宣伝といった営利を目的とするものなどの公序良俗に反しない情報については出来るだけ発信出来るようになっていきます。

議長 伊藤秋雄 はい、小柳聡君。

2番 小柳 聡 えーと、はい、では、続けてまいります。昨年6月の議会答弁で、ちょっと先ほどもちょっとありましたけども、各課職員で構成している「情報発信企画編集委員会」という会があると答弁しておりますけども、その会は何人体制で構成されているのか。また、どのような頻度で集まっているのかっていったところをちょっとお伺いしたいと思えます。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 「情報発信企画編集委員会」は、広報活動及び情報発信を円滑に行うため、10名の委員と2名の事務局で組織しております。

なお、毎月1回、町広報の構成や内容等について会議を開催しております。

議長 伊藤秋雄 はい、小柳聡君。

2番 小柳 聡 この毎月1回というのは、メインはもしかして広報がメインになるのかな、といったところを感じるんですが、そこは担当課長から。

議長 伊藤秋雄 はい、総務課長。

総務課長 村井健一 毎月1回というのは、毎月1日に発行している広報の内容の編集等についての会議

となっております。

議長 伊藤秋雄 はい、小柳聡君。

2番 小柳 聡 まずじゃあ、その中でこのSNS関連の話題を…その話題は、あなたが発信してくださいという、話し合われてる回が、因みにどの位あるのかっていったところをもう一回…その中で。

議長 伊藤秋雄 はい、総務課長。

総務課長 村井健一 広報編集にかかる会議の中でSNS、または町のホームページ、まあ、ホームページリニューアルした時もそうですけども、編集…広報の部分の案件と、それ以外SNSについてのことも必要であれば、その年12回、あるいは、月2回という時もありました。そんな感じで情報発信の方についても必要があれば開催していております。

議長 伊藤秋雄 はい、小柳聡君。

2番 小柳 聡 はい、えー、それではまず、今回私の取り上げた課題を一つの課題と捉えていただければともかくとして、会議の中でそういった話題も出していただければと思いますので、そこは答弁いただけますか。課長。

議長 伊藤秋雄 はい、総務課長。

総務課長 村井健一 今回、小柳議員からのご質問がありましたので、当然この内容については職員も質問あったということは分かっておりますので、この後機会ある時に若いその委員のご意見も聞きながら検討してみたいと思います。

議長 伊藤秋雄 はい、小柳聡君。

2番 小柳 聡 はい、是非、再度じゃあ、そのインスタグラムの活用も含めて、お話しをいただきたいと思います。
といったところで、まず1問目の質問を終わります。

議長 伊藤秋雄 あ、ちょっとタイム。ちょっと時間的に、今、小柳聡君の質問が1問目で終わっております。2問目に入るってば、また時間が掛かるとお思いますので、ここで昼食のため午後1時30分まで暫時休憩いたします。1時30分から、第2問目に入ってもらいます。
(午前11時50分)
(休憩)
(再開)
(午後1時30分)

議長 伊藤秋雄 それでは午前中に引き続き2番 小柳聡君の一般質問を再開いたします。
はい、2番 小柳聡君。

2番 小柳 聡 はい、2番です。それでは午前中に引き続き一般質問を再開させていただきます。
相変わらず声の方がちょっとお聞き苦しいと思いますが、ご容赦の程よろしく願いいたします。

まずは今年度の4月1日より八郎潟町の教育長に就任いただいた伊藤暢、八郎潟小・中学校初代校長に対してお祝いを申し上げると共に期待を込めております。私事ではございますけども、今年度は八郎潟中学校のPTA会長を拝命しており、父兄の立場で、また今回のように議員としての立場も含め今後は、いろいろな意見交換をしながら教育行政の充実に向けて議論していけたらと考えております。

去る3月定例会では前教育長より予算案も含め施政方針が示され、それを今年度は、ある程度踏襲していくものと思っておりますけども、伊藤教育長の思い描くグランドデザインや目指す教育の在り方といったところは多くの関心を持っている町民の方もたくさんいらっしゃると思っておりますので、質問を通してお伝えできればと考えております。

最初に一番肝要な部分であろう学校教育について伺います。

施政方針では「地域と共にある学校づくり」を目指し、「連携教育」の取り組みや「ふるさと教育」や「キャリア教育」を推進して地域との繋がりを深めていくといったものがございました。これは施政方針と重複しても結構でございますけども、どのように学

校教育を進めていくのか、こういったところを改めて意気込みも含めて方針を示していただければと思います。

議長 伊藤秋雄 はい、伊藤教育長。

教育長 伊藤暢 小柳議員のご質問にお答えいたします。

議員がおっしゃいましたように、今年度の教育行政基本方針は、議会3月定例会におきまして報告しております。「八郎潟町第6次総合計画」にある、まちの将来像「人と地域が輝く心豊かな協働のまち」を踏まえ、「ふるさと教育で郷土愛豊かなまちづくり」を目指すというのが基本方針の基盤であります。既に確認済みのことですので、この場で詳細についてお話するのは控えさせていただき、代わりに学校教育について私が特に重視したい点について述べさせていただきます。

それは、本町の子供たち一人一人に、物事を自分で考えて判断し、行動する力を身に付けさせたいということです。

今、社会では、不安定な世界情勢や人工知能などのテクノロジーの急速な進化によって複雑に変化してきております。将来の予測が困難な状況にあります。このような世の中にあって、それほど遠くない将来、子供たちが独り立ちして、社会の担い手となって活躍し、自分の歩む道を切り拓いて豊かな人生を送るために、自分で考えて行動する力というのは欠かせない要素であると考えます。

人は誰しも、人生の途上で、大きな分岐点に差し掛かって選択を迫られることや、乗り越えなければならない課題に直面することがあります。もしかしたら、複雑に変化していく社会にあっては、誰にも解決策が思い浮かばないような、そんな困難な課題に出会うかもしれません。

そんな時、どんな選択をするのか、どんな行動を取るかによって、その人の人生は大きく変わっていきます。

そういった、人生の岐路に立った時に、身に付けてきた知識や技能、思考力、判断力、洞察力、そして積み重ねてきた経験などを駆使して的確な判断をし、明確な意思と勇気を持って行動を起こす人間になるための、生きる基盤となる力、それを身に付けてほしいと願っております。

こうした力をですね、一つの言葉でまとめてしまえば、実は本町の学校教育の基本方針にある「実践力」ということになるのではないかと思います。

本町の子供たち一人一人が、義務教育終了の段階で「実践力」を身に付ける事が出来るよう、小中併設校という利点を十分に生かし、9年間を見通した学校教育を進めていきたいものだと考えております。

議長 伊藤秋雄 はい、小柳聡君。

2番 小柳 聡 とても丁寧にお言葉をありがとうございます。

まず、一人一人が自分で考えて行動出来る、判断力を養うような教育をしていきたいといった思いは伝わりました。

ここでちょっと、最後にまとめますけども、伊藤教育長もたくさんの小・中学校を経験してきて、八郎潟小・中学校の良いところ、また、こういったところが課題じゃないかなといったところがもしあれば、先にお伺いしたいと思います。

議長 伊藤秋雄 はい、伊藤教育長。

教育長 伊藤暢 私は、八郎潟小学校・八郎潟中学校で計14年間教員として勤めさせていただきました。この間、多くの児童生徒、そして保護者の皆様、地域の皆様と出会って、多大なご協力とご支援を賜りながら、忙しくも楽しい充実した日々を過ごすことができました。その中で、教員として、そして社会人として成長させていただき、現在に至っております。

八郎潟町で勤務させていただいた中で、気付かされ感心させられたことが数多くあります。それが、小・中学校の特長であり、良さに関係していると思われまますので、その中から幾つか紹介させていただきます。

まずは、人的環境に恵まれているという点です。いろいろな分野において秀でた能力を持っている地域の方々が、学校教育に惜しみなく協力してくださっているおかげで、子供たちはそれぞれの発達段階に合わせて、本物の良さに触れたり、新たな気づきを得たりする、そんな機会を得て、豊かな経験を積むことが出来ております。小学校におけ

るクラブ活動や、総合的な学習の時間である「八郎潟みらい学」、そして中学校では総合的な学習の時間における「ふるさと教育」などは、その典型的な例です。

地域の皆様が協力的で、情熱と行動力を持ち合わせ、優れた知識や技能を惜しみなく提供してくださるといことは、小・中学校にとってたいへん大きな利点となっております。

なお、学校に協力してくださる皆様は、奉仕の気持ち、ボランティアで子供たちと向き合っているのではなく、自らも教えることや子供たちと共に活動していることを楽しんでいらっしゃるように思っております。これも私の印象であります。これも素晴らしいことだと思えます。

次に、教育に生かせる多くの素材に恵まれているという点です。この町には先ほども話題にのぼりましたが、願人踊や一日市盆踊り、小池板碑群をはじめとした有形・無形の文化財、浦城や館ノ下遺跡などの豊かな歴史資料、八郎湖や高岳山などの自然、そして、オリンピック選手やプロ野球選手などを輩出したスポーツ面での実績など、他に誇るべき豊かな教育素材があります。子供たちがこの地域のすばらしさに気づき、心から良さを実感して郷土愛を育む上で、たいへん貴重な素材となっております。

三つ目に、こうした地域で育っている子供たちの良さについて触れます。八郎潟の子供たちは、概して素直で明るく、物事に熱心に取り組むことができると思っております。

その一つの例が、町の祭典の時に小学生が披露した子供願人踊と秋田音頭であると思えます。自分から志願して、教えてくださる方々の指導を素直に聞き、一生懸命練習してきた成果を、真剣に披露している姿は、ほほえましくも感動的でした。

また、部活動やスポーツ少年団で優れた活躍をしているのも、子供たちの良さを示している一つの例です。子供たちが同じ目標を持って一つのところを目指し、心を合わせて普段の練習に熱心に取り組まなければ、他の地区の子供たちに勝利して、各種大会で優れた成果を残すことは不可能です。

子供たち一人一人は、たくさんの可能性を秘めている町の宝です。子供たちの成長を最優先に考え、大事に育てていきたいと思っております。

一方、課題として挙げなければいけないと感じていることがあります。それは、先ほども少し触れましたが、これからの世の中をたくましく生き抜くための力を身に付けていくことだと思えます。人の話を素直に受け入れることは、自分を成長させる上で欠かせない要素ではありますが、それに加えて話の意図、そして目的を捉えたり、教えたことを自分なりに咀嚼して確実に自分のものにしたたり、更に発展させたりする力を身に付けることが、より大きく成長するための必要条件だと思えます。

また、これからの時代を考えると、世界に目を向けることや自分と異なる思想や文化を受け入れて、そして協力していくってということも大事になってくると思えます。

こうしたことを踏まえ、小・中学校それぞれが掲げている学校教育目標が具現し、特色ある、八郎潟町ならではの教育が充実するように、教育委員会として指導・支援を全力で行ってまいります。

議長 伊藤秋雄 はい、小柳聡君。

2番 小柳 聡 とともたくさんの言葉をいただいて、どこから触れようかなって今考えてるんですけども、まず、話を聞くことが出来て、それをやっぱり意図、目的があって、実践力を身に付けていくっていったところは、多分いろいろな方策があると思えますけども、的確なかたちで進めていただきたいと思います。

また、町の祭典のことも触れていただきました。私の二男も今、願人踊とかやってるんですけども、そういったところも町の宝として評価をしていただいて、ありがとうございますと、お伝えさせていただきます。

学校と地域が連携してるっていったところは、お言葉から結構感じ取れたので、更に家庭との連携といったところは、因みに、勿論良い連携をしていくに越したことはないんですけども、今どのような評価思っているかっていうような…まだ、分からないかもしれませんが、もし、ご意見、ご所見ございましたら…家庭も含めて。

議長 伊藤秋雄 はい、伊藤教育長。

教育長 伊藤暢 私が八郎潟町に赴任して来まして…平成13年でしたが、最も先に感じたことは、地域の皆さま、保護者の皆さまが学校教育にもものすごく関心が高く、いろいろな力を貸してくださるといこところでありました。他の地域と温度差が違うなというのを感じた次第であります。そういった地域の、あるいは家庭の学校教育への関心の高さというのを

是非生かしていきたいものだなと思いますが、教育委員会といたしましては、いろいろな機会、八P連ですとか、いろいろな社会教育の面ですとか、そういった面です、更に家庭と学校と地域の結びつきを強めていきたいと考えております。

議長 伊藤秋雄 はい、小柳聡君。

2番 小柳 聡 はい、ありがとうございます。最後にちょっと私の思いを伝えておきたいんですけども、記憶に残る教育体験みたいなことも進めていただきたいというか、八郎潟で学べて良かったなと思えるような教育を進めていただきたいところがまず一点と、先ほどもおっしゃったように、これからどんな時代か分からなくて、多分、ただ一方的に怒ることも出来ない世の中でございますし、壁にぶつかって失敗したとしても目標達成に向けて取り組みをして諦めずにチャレンジするようなサイクルが出来るような教育を提示していただきたいと思いますが、そこに関してはちょっと教育のご所見を。

議長 伊藤秋雄 はい、伊藤教育長。

教育長 伊藤暢 まさに八郎潟で学んで、八郎潟の児童・生徒であって良かったと思っていただけると心から思っております。その為には、やはりさっき議員もおっしゃいましたが、豊かな経験っていうのが、体験っていうのが重要な要素になってくると思います。そして、それがたった一度の体験ではなく小学校一年生から中学校三年生までを通して繰り返し、そしてスパイラルに高まっていくような、そういう体験が出来ればいいなと思います。町の文化財、例えば願人踊でありまして、一日市盆踊りでありまして、それぞれの学年で受け止め方は違います。けども、段々とその良さを自分で理解し、これを自分が伝えていかなければという思いをですね、つくっていければと思います。

議長 伊藤秋雄 はい、小柳聡君。

2番 小柳 聡 はい、ありがとうございます。お言葉しっかりと伝わってきました。是非、八郎潟町で逞しく成長する子供に育てていただきたいと思っておりますので…
次に社会教育全般について伺いをいたします。
多くの自治体がそうでありますけども、生産年齢人口に加えて老年人口を足した割合というのは、どこも増加していると思います。健康寿命の延伸を主軸に生涯スポーツの振興も図りながら町民福祉にも繋げていただきたいと考えます。
そこで、伺いをいたします。社会教育、社会体育の面で、どのように進めていきたいのか方針を伺います。これも施政方針と重複しても結構ですし補足でも構いませんので、進めていくのか方策を伺いたいと思います。

議長 伊藤秋雄 はい、伊藤教育長。

教育長 伊藤暢 社会教育・社会体育に関しては、年齢を問わず全ての町民が健康で文化的な生活を営むことが出来るように支援してまいります。

社会教育では、町民が自ら生涯学習に取り組み、生きがいを感じながら生活出来ることを目指し、公民館とはちパルを社会教育の拠点と位置付け、「町づくり・人づくり」のための各種事業を推進してまいります。

また、先ほども触れましたが、本町が持っている豊かな環境や人材を子供たちの教育に生かすために、学校運営協議会の機能を利用して、地域と学校教育の連携を図ってまいります。それが、町の郷土芸能や文化を継承・発展させていく後継者の育成にも繋がることを願っております。

社会体育では、オリンピック記念会館を含む中羽立運動公園を、生涯スポーツやコミュニティスポーツの拠点と位置付け、町民が健康で豊かな生活を実現し、さらにスポーツの習慣が日常生活に定着できるような施策を展開します。また、健康福祉課との連携によって、健康寿命の延伸を目指した施策を実施いたします。

一人でも多くの町民が、気軽に無理なく運動を楽しむことが可能になるように様々な運動の機会と場所を随時提供してまいります。

議長 伊藤秋雄 はい、小柳聡君。

2番 小柳 聡 社会教育に関しては、はちパル、図書館も含めてですね、進めていただくと。生涯スポーツの推進等は羽立のオリンピック記念会館も含めたエリアで、といったところをお

伺いました。

昨年6月議会で話題にしていたリユース事業を今年度八郎潟中学校PTAで実施に向けて動き出しております。これは、学生服・体育着・柔道着等を集めて、八中祭の際に合わせて欲しい方に配布するっていったものを企画してございますので、所謂「こんなのがあったらいいな」という動きを少しずつ行政や住民コミュニティーの両面で増やしていくことが教育行政の充実に寄与すると考えておりますので、今後とも引き続きご指導の程よろしく願いいたします、といったところで最後にそれに対してもし何かご所見あれば、お伺いします。

議長 伊藤秋雄 はい、伊藤教育長。

教育長 伊藤暢 はい、力強いご支援の言葉をいただきまして、ありがとうございます。制服や体育着等、特に制服なんですけども、非常に高価な物であるというのは現場でございましたので、よく承知しております。そこで、全員ではありませんけども、ある特定のご家庭に対して卒業生、先輩で不要になった制服を学校で貰い受けて、それをお貸しするという、そういうことを実はやっていた事実があります。それを、こういった事業としてやってくださると本当に学校としては大助かり、ありがたいことであると思います。そういった生徒、それから、保護者の為になる事をどんどん提案していただければ、教育委員会といたしましても全面的に支援してまいりたいと思います。

議長 伊藤秋雄 はい、小柳聡君。

2番 小柳 聡 はい、ありがとうございます。私もPTA会長というあれで、学校運営協議会の方でも今後いろいろ意見交換をさせていただきながら教育課長含めてですね、勿論、意見交換をさせていただきながら、更に良い教育行政になるように今後も、いろんな立場で提言をさせていただきたいと思っておりますので、今後ともよろしく願います。といったところで私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長 伊藤秋雄 これにて、2番 小柳聡君の一般質問を終わります。
これにて、一般質問を終わります。
これより、各常任委員会を開いていただきます。
なお、最終日は7日、午後3時より本会議を開きますので、よろしく願いいたします。
本日の会議は、これをもって散会いたします。
どうもご苦労様でした。

(閉 会 午後1時52分)

令和6年八郎潟町議会6月定例議会 会議録

第4日目 令和6年6月7日(金)

(開会 午前10時)

議長 伊藤秋雄 お疲れ様です。
ただいまの出席議員は1名欠員の11名であります。
定足数に達しておりますので、八郎潟町議会6月定例会は成立いたしました。
ただ今から、本日の会議を開きます。
答弁のため出席を求めた者、町長、副町長、教育長、各課長、会計管理者であります。
日程第1、本会議で各常任委員会に付託された、承認第3号から第5号、議案第25号から議案第31号までの7議案、並びに陳情について、各常任委員長の報告を求めます。
はじめに、総務産業常任委員長、小柳聡君の報告を求めます。2番 小柳聡君。

総務産業常任委員長 小柳聡 (総務産業常任委員長報告 別紙報告書のとおり)

議長 伊藤秋雄 次に、教育民生常任委員長 石井清人君の報告を求めます。

教育民生常任委員長 石井清人 (教育民生常任委員長報告 別紙報告書のとおり)

議長 伊藤秋雄 これより、各常任委員長報告に対する質疑を行います。
はじめに、総務産業常任委員長 小柳聡君に対する質疑を行います。
質疑ございませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 質疑がないようですので、総務産業常任委員長 小柳聡君に対する質疑を終わります。
次に、教育民生常任委員長 石井清人君に対する質疑を行います。
質疑ございませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 質疑がないようですので、教育民生常任委員長 石井清人君に対する質疑を終わります。
これで、各常任委員長に対する質疑を終わります。
次に、各議案等に対する討論並びに採決を行います。
日程第2、承認第3号「八郎潟町町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて」討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。
承認第3号「八郎潟町町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて」委員長の報告は承認であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)

議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって、承認第3号は、委員長報告のとおり承認されました。
次に、日程第3、承認第4号「八郎潟町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて」討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。
承認第4号「八郎潟町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて」委員長の報告は承認であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)

議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって承認第4号は、委員長報告のとおり承認されました。

次に、日程第4、承認第5号「八郎潟町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて」討論を行います。討論ありませんか。

(討論なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。
承認第5号「八郎潟町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて」委員長の報告は承認であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)

議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって承認第5号は、委員長報告のとおり承認されました。
次に、日程第5、議案第25号「八郎潟町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。
議案第25号「八郎潟町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)

議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって議案第25号は委員長報告のとおり可決されました。
次に、日程第6、議案第26号「八郎潟町指定介護予防支援の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について」討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。
議案第26号「八郎潟町指定介護予防支援の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について」委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成諸君の起立を求めます。
(全員起立)

議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって議案第26号は委員長報告のとおり可決されました。
次に、日程第7、議案第27号「八郎潟町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。
議案第27号「八郎潟町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成諸君の起立を求めます。
(全員起立)

議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって議案第27号は委員長報告のとおり可決されました。
次に、日程第8、議案第28号「八郎潟町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。
議案第28号「八郎潟町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法

に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)

議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって議案第28号は委員長報告のとおり可決されました。次に、日程第9、**議案第29号「八郎潟町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例について」**討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。
議案第29号「八郎潟町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例について」委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)

議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって議案第29号は委員長報告のとおり可決されました。次に、日程第10、**議案第30号「令和6年度八郎潟町一般会計補正予算(第1号)について」**討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。
議案第30号「令和6年度八郎潟町一般会計補正予算(第1号)について」委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成諸君の起立を求めます。
(起立多数)

議長 伊藤秋雄 起立多数であります。よって議案第30号は委員長報告のとおり可決されました。次に、日程第11、**議案第31号「令和6年度八郎潟町介護保険特別会計補正予算(第1号)について」**の討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。
議案第31号「令和6年度八郎潟町介護保険特別会計補正予算(第1号)について」委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)

議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって議案第31号は委員長報告のとおり可決されました。次に、日程第12、**報告第1号「令和5年度八郎潟町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」**を上程いたします。提案者の報告を求めます。はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 会議日程資料の166ページをご覧ください。
報告第1号「令和5年度八郎潟町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」
令和5年度一般会計予算の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業、高岳地区ほ場整備事業、基幹水利施設ストックマネジメント事業、湛水防除事業、林道天池線改良事業、重点支援地方交付金事業に係る繰越明許費繰越計算書を調製したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき報告するものでございます。
以上、報告第1号について、ご説明申し上げました。

議長 伊藤秋雄 日程第12、報告第1号に対する質疑を行います。質疑ございませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。報告第1号の報告を終わります。次に、日程第13、**報告第2号「令和5年度八郎潟町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について」**を上程いたします。提案者の報告を求めます。はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 168ページをご覧ください。
報告第2号「令和5年度八郎潟町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について」

令和5年度一般会計予算の災害復旧工事に係る事故繰越し繰越し計算書を調製したので、地方自治法施行令第150条第3項の規定に基づき報告するものでございます。
以上、報告第2号について、ご説明申し上げました。

議長 伊藤秋雄 日程第13、報告第2号に対する質疑を行います。質疑ございませんか。
はい、5番 石井清人君。

5番 石井清人 はい、5番 石井です。これ、事故繰越しだってことで…、まず、世の中何あるか分からないから事故あって予定通りいかない事もたくさんあると思いますので、やむを得ないと思いますけども。これ確か、上昼根の用水のポンプであったので、これ年度内で出来なくて越したんだけれども、いつ完成したのか。多分間に合ったと思うんだけれども。これ要するに水揚がらないと代掻き、田植え出来ないから十分に合ったと思うんだけれども、いつ完成してそれ間に合ったか、ハッキリ分からねば後でもいいんだけども。よく間に合ってけだなと。そこあたり、事情分かるかなと思って。

議長 伊藤秋雄 はい、産業課長。

産業課長 相澤重則 ただ今のご質問ですけども、すみません、完成月日ちょっと日にち離れたんですけども、いずれ5月上旬に完成しております。で、無事通水出来ておりますので、よろしくをお願いします。

5番 石井清人 分かった、分かった。

議長 伊藤秋雄 他にありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 ないようですので、報告第2号の報告を終わります。
次に日程第14、**報告第3号「令和5年度八郎瀧町公共下水道事業特別会計繰越し明許費繰越し計算書の報告について」**を上程いたします。提案者の報告を求めます。はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 170ページをご覧ください。
報告第3号「令和5年度八郎瀧町公共下水道事業特別会計繰越し明許費繰越し計算書の報告について」
令和5年度公共下水道事業特別会計予算の秋田湾・雄物川流域下水道事業に係る繰越し明許費繰越し計算書を調製したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、これを報告するものでございます。
以上、報告第3号について、ご説明申し上げました。

議長 伊藤秋雄 日程第14、報告第3号に対する質疑を行います。質疑ございませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。報告第3号の報告を終わります。
次に日程第15、**報告第4号「令和5年度に放棄した私債権等の報告について（水道料金）」**を上程いたします。提案者の報告を求めます。はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 172ページをご覧ください。
報告第4号「令和5年度に放棄した私債権等の報告について（水道料金）」
八郎瀧町債権管理条例第16条第1項の規定により、私債権である水道料金について放棄したので、同条第2項の規定に基づき報告するものでございます。
以上、報告第4号について、ご説明申し上げました。

議長 伊藤秋雄 日程第15、報告第4号に対する質疑を行います。質疑ございませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。報告第4号の報告を終わります。
次に日程第16、「陳情について」、討論・採決します。
受理番号第5号「地方財政の充実・強化を求める意見書提出に関する陳情」について討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。
受理番号第5号について、委員長報告は採択であります。委員長報告のとおり決定し、意見書案に賛成諸君の起立を求めます。
(全員起立)

議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって、受理番号第5号は委員長報告のとおり採択し、意見書を送付することに決定いたしました。
次に、日程第17、「議員派遣について」を議題といたします。お諮りいたします。
配布資料のとおり、議員を派遣することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 ご異議なしと認めます。したがって、「議員派遣について」は、配布資料のとおり派遣することに決定いたしました。ただし、あのう、4番のところの令和6年度第2回市町村議会議員の特別セミナー、これまだ締め切りが受付してないようですので。確か7月に行われるということで本人からの申し出がありました。以上です。
以上、今定例会に付議された事件はすべて終了しました。
これをもって、八郎潟町議会6月定例会を閉会いたします。
大変ご苦労様でした。

(閉 会 午後3時33分)